大分県基本計画（第二期）

１　基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

設定する区域は、令和５年８月１日現在における大分県の行政区域[1]とする。概ねの面積は６３万４千ヘクタール程度（大分県面積）である。

本区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する瀬戸内海国立公園の一部区域、阿蘇くじゅう国立公園の一部区域、耶馬日田英彦山国定公園の一部区域、日豊海岸国定公園の一部区域、祖母傾国定公園の一部区域、自然環境保全法及び大分県自然環境保全条例等に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法及び大分県立自然公園条例等に規定する国東半島県立自然公園、豊後水道県立自然公園、神角寺芹川県立自然公園、津江山系県立自然公園、祖母傾県立自然公園、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等を含むものであるため、「８　環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、国内希少野生動植物種の生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。

[1] 大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町

その他、本県における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した（重点）促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

（２）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①　地理的条件

本県は「アジアの玄関口」である九州の北東部に位置し、北側は周防灘に、東側は伊予灘、豊後水道に面しているため、主として温暖な瀬戸内海性気候に属している。

また、「九州の屋根」と呼ばれるくじゅう連山をはじめ、祖母・傾山系、由布岳などの山々に囲まれており「九州の屋根」と呼ばれるなど、面積の約７割を山林が占めている。こうした山系からの水流は、一級河川の筑後川、山国川、大分川、大野川、番匠川となり、周辺部に豊富な水資源をもたらしている。

さらに、大分県は、日本一の発電規模や源泉数・湧出量を誇る「地熱・温泉熱」、九州一のポテンシャルを持つ農業用水路などを活用した「小水力」、豊富な森林資源を活かした「バイオマス」など、多様かつ豊富なエネルギー資源を有している。

豊かな自然環境を背景に、新鮮な農林水産物をはじめ、日本一の湧出量と源泉数を誇る温泉や貴重な文化財、自然が生み出した美しい景観など優れた観光資源に恵まれている。

②　インフラ等の整備状況

ア　教育機関・研究機関

高等教育機関には、国立大学法人大分大学や日本文理大学、大分工業高等専門学校、大分県立工科短期大学校などがあり、多数の卒業生を本県の産業界に送り込んでいるほか、立命館アジア太平洋大学は、学生の半数が留学生という国際色豊かな特色を活かし、優秀な人材を各界に輩出し注目を集めている。また、工業系高等学校を中心に、ものづくり進出企業に多数の卒業生が就職している。

研究機関として、本県が産業科学技術センターを設け、技術指導、研究開発などを推進している。また平成２３年４月、大分大学に、産学官連携推進機構を設置し、産学官や地域連携に係る共同・受託研究の推進、人材育成や知的財産権の登録に対する支援、起業相談なども行っている。企業にあっては、食料品分野において酒造・醸造会社や水産会社の研究部門が立地している。

イ　交通インフラ

高規格道路のうち東九州自動車道は、平成２８年４月に北九州市－大分市－宮崎市間が全線開通した。また、大分市と熊本市を結ぶ中九州横断道路と中津市と日田市を結ぶ中津日田道路等の整備が進められており、中九州横断道路では、県内６０ｋｍのうち犬飼～～竹田間２５．３ｋｍが供用中で、中津日田道路は全長約５５㎞のうち、約２２．８㎞が供用中（令和５年８月１日現在）である。

これらの道路整備により、大分市中心部まで車で概ね６０分で到達できる地域が拡大することとなる。

港湾は、中津、別府、大分、津久見、佐伯の各港が重要港湾の指定を受けており、大分港は国際物流拠点としてコンテナターミナルが整備されている。

空港は、国東半島の東部に大分空港があり、国内主要都市への定期路線が開設されている。また、米国の宇宙関連企業とパートシップを締結し、大分空港のアジア初の水平型宇宙港としての活用に向けて取り組んでいる。さらに、豊後大野市にある大分県央飛行場は、防災・救急活動のほか、小型民間航空機の離発着や、遊覧飛行等に利用している。

なお、本県は、東九州自動車道の開通による九州の循環型高速道路ネットワークと、関西、中・四国へのフェリー航路の結節点に位置している優位性を十分に発揮し、本県が九州の東の玄関口として、人・物の流れの拠点となり、多くの人・物が本県を介して九州内外を行き来する状況をつくることで、経済活性化・雇用創出を促進し、地方創生を加速することを目指して、平成２８年度に「九州の東の玄関口としての拠点化戦略」を策定した。

また、ホーバークラフトの導入による空港へのアクセス改善、およびホーバークラフトのアクティビティとしての利用を目的とした観光需要の増加が期待される。

③　産業構造

大分県の産業構造として、付加価値ベースで製造業が約２０．４％を占めており一番多い（出典：地域経済分析システム）。次いで、卸売業・小売業が約１８．８％、医療・福祉が約１８．４％と多い。

製造業としては、県南の沿岸部で、入り江の地形を活かし、古くから造船業が発達してきた。また、昭和３９年には大分市の臨海部が新産業都市の指定を受け、鉄鋼、石油、化学などの素材型産業の集積が進み、県北国東地域では昭和５９年のテクノポリスの指定以来、半導体や電気、機械などの関連企業の集積が進んでいる。

最近は、自動車や精密機械企業の大型誘致に成功し、県北部や中部地域を中心に関連企業の集積が進み、自動車をはじめとした関連産業の協議会等を設けて支援を強化している。

また、血液・血管医療機器産業の集積を活かし、東九州メディカルバレー構想を策定し、特区の認定を受け推進している。

さらに、今後の市場拡大が見込まれるドローン活用の先進地とするため、企業やユーザー団体等で構成される大分県ドローン協議会を設置し、西日本随一の拠点化を目指して取り組んでいる。

このように、本県では、積極的に企業誘致を行ってきた結果、バランスよく産業が立地しており（非鉄金属約１７．２％、自動車約１７％、化学約１３％、鉄鋼約１２．７％、電子部品約６．２％、石油・石炭約５．８％など。出典：令和３年工業統計調査。）、人口は九州の第５位であるものの、製造品出荷額等では九州第２位となっている（出典：総務省統計局「統計で見る市区町村のすがた２０２３」、「令和３年経済センサス」）。

④　人口分布の状況

大分県の人口は、１９５５（昭和３０)年に約１２７．７万人のピークに達した後、高度経済成長期には、大都市圏への労働力流出によって減少した。１９７０（昭和４５)年からは、大分地区の新産業都市指定による企業誘致の進展等を背景として１９８５（昭和６０）年までは上昇に転じたものの、その後は緩やかな減少が続いており、２０２２（令和4）年現在で約１１０．6万人となっている。市町村別では、県都大分市が４７．４万人と県全体の４割を占めており、以下、別府、中津、佐伯、日田、宇佐の各市が続いている。

合計特殊出生率は全国平均よりも高いものの、出生数は減少傾向にあり、１９９９（平成１１）年以降は死亡数が出生数を上回る自然減の状態となっている。社会増減は、外国人の転入超過の影響により令和４年に１５年ぶりの転入超過となったが、コロナ禍による入国規制が緩和されたことによる一時的な現象と考えられ、転出が転入を上回る構造は変わっていない。特に１０代後半から２０代前半の割合が高く、地域別では福岡県や東京圏への転出が顕著となっている。このまま何も対策を講じなければ、２０６５（令和４７）年には、本県の人口は７１万人程度になると推計している（出典：大分県「大分県の人口推計」）。

令和２年に改定した大分県人口ビジョンでは、「人を大事にし、人を育てる」、「仕事をつくり、仕事を呼ぶ」、「地域を守り、地を活性化する」といった各種施策を通じて、自然増対策と社会増対策に取り組むことにより、２０６０（令和４２）年の人口を約９５．７万人とする将来展望を示している。

２　地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（１）目指すべき地域の将来像の概略

本県では、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン２０１５（２０２０年改定版）」に基づき、地方人口ビジョンを設定し、政策分野ごとの５年後の基本目標を設定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「創生戦略」とする）を策定している。また、本県の経済産業政策の方向を明確にするとともに、課題解決のための方針と施策を示すため、毎年、「おおいた産業活力創造戦略」（以下「産業戦略」とする）を策定している。

本基本計画の策定にあたっては、この創生戦略と産業戦略を基本に、産業集積や観光資源など地域の特性を生かした産業を重点的に支援し、魅力ある仕事づくりにより、高い付加価値を創出するとともに、質の高い雇用の創出を行う。

全産業のうち純付加価値額の約２８％を占める製造業等（出典：総務省統計局「令和３年経済センサス」）における質の高い雇用の創出が、域内消費の拡大を図り、卸売・小売、サービス業等の地域内の他の産業にも高い経済的波及効果をもたらし、地域外から獲得した需要が地域内で幅広く好循環する状況を生み出す（創出する）ことを目指す。

（２）経済的効果の目標

本県の平成２７年から令和２年度における付加価値額の伸び率は１１３．４%(令和３年経

済センサスによる純付加価値額の伸び率)のため、１社あたりの付加価値創出額４３８．４２百万円を、地域経済牽引事業計画の目標承認件数６０件で積み上げ、目標伸び率１１３．４％を乗じた額である約２９８億円の付加価値を創出することを目指す。

また、ＫＰＩとして、促進区域内の地域経済牽引事業の新規事業件数、促進区域内の平均所得額を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	２６，３０５百万円	５６，１３５百万円	１１３．４％

【５（３）で指定する業種の経済的効果の目標（指定する業種ごと)】

付加価値額	現状	計画終了後	増加率
業種：	－百万円	－百万円	
業種：	－百万円	－百万円	
業種：	－百万円	－百万円	

【任意記載のＫＰＩ】

	現状	計画終了後	増加率
促進区域内の地域経済牽引事業の新規事業件数	６０件	１２０件	１００％
促進区域内の平均所得額	２，９９１千円	３，１７０千円	６％

３　地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５　地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が４，６００万円（大分県の１事業所あたり平均付加価値額（経済センサス－活動調査（令和３年））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいず

れかの効果が見込まれること。
①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で１，５００万円増加すること
②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で３億３千万円増加すること
③促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で１０人増加すること
④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で３，０００万円増加すること

なお、（２）、（３）については、事業計画の計画期間が５年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、その計画期間を５年で按分した値とする。

４　促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

重点促進区域は、以下の区域とする。

【重点促進区域①】中津市三光佐知字髙丸、字勿躰、字管倉、字奈良島、字栗ケ島の一部区域

（概況及び公共施設等の整備状況）
概ねの面積は１９ｈａ程度である。
本区域は、大分県と福岡県の県境で平野には農地が広がり、大型ショッピングセンターが立地しており、東九州自動車の福岡県側の上毛スマートＩＣまで４ｋｍ、中津ＩＣまで７ｋｍ、国道１０号線や県道６９７号線に隣接しており良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所である。
本区域は、概ね１８ｈａ程度の農用地区域が含まれている。なお、市街化調整区域は含まれていない。また、本区域には、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、その他の環境保全上重要な地域は存在しない。
本区域には農用地区域が含まれるため、「９　地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

（関連計画における記載等）
第五次中津市総合計画では、現在、不足している工場用地について、内陸部を含む市内一円で適地調査を行い、工業団地整備の検討する、と記述がある。
農業振興地域整備計画書では、企業誘致等による人口の増加に伴う住宅需要等を考慮して農用地の適切な維持管理をする、と記述がある。
中津市都市計画マスタープランでは本地域は農業ゾーンに設定されており、基本的に農

用地は保全する区域とされているが、インターチェンジ周辺は、周辺農地に配慮し適切な土地利用を検討すると記述がある。
本地域はインターからもアクセスが良く企業が立地を希望するエリアとなっている。さらに、沿道商業ゾーン（エリアの拠点となる土地利用を推進する）に隣接しており、これら計画の方針と調和したものである。

【重点促進区域②】中津市大新田の一部区域

（概況及び公共施設等の整備状況）
概ねの面積は１．６ｈａ程度である。
本区域は、中津市の北側に位置し重要港湾である中津港まで約４㎞、中津日田道路の定留ＩＣまで約３．４㎞と良好な交通インフラが充実した場所である。
本区域には、農用地区域及び市街化調整区域は含まれていない。また、本区域には、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、その他の環境保全上重要な地域は存在しない。

（関連計画における記載等）
第五次中津市総合計画では、企業の投資動向や企業ニーズを把握し、子育て世代の女性の雇用が期待できる（略）食料品製造業、今後成長が見込まれる分野など、将来を見据えた戦略的で効果的な企業誘致を大分県と連携して推進する、との記載がある。
中津市都市計画マスタープランでは、本地域は工業ゾーンに指定されており、工業団地や流通団地の立地を検討し、企業の誘致と市内企業の転出防止を図る、との記載がある。
本地域は港湾やインターチェンジからもアクセスが良く、企業が立地を希望するエリアとなっている。また、工業地域内に存在しており、これら計画の方針と調和したものである。

【重点促進区域③】日田市大字石井字池田、字尾園、字ゴマンチ、字走り落、字船渡、字榎鶴、字逆渦、字熊ノ下、字熊山、字三ッ頭、字若宮、字小鶴川、字場口、字清水の本、字中の瀬、字中筋、字津辻の前、字年の神、字北外輪の一部区域（日田市石井工業団地内）

（概況及び公共施設等の整備状況）
本区域は、石井工業団地内に位置しており、約４５ｈａである。
石井工業団地は、我が国の経済成長が続いた昭和５７年以降に製造業等が進出し、現在、約２８ｈａについては工場等が立地している。
本区域は、日田市の中心平坦部の南西に位置し、大分県と福岡県の県境近くで大分自動車道の日田ＩＣまで５ｋｍ、杷木ＩＣまで１２ｋｍ、また南側に国道２１０号線、東側に県道６７７号線が隣接しており良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所である。
本区域は、約１７ｈａの集団的に存在する第一種農地であるが、農用地区域や市街化調整区域は含まれていない。また、本区域には、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、その他の環境保全上重要な地域は存在しない。
本区域は農用地区域外であるが第一種農地が含まれるため、「９　地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

（関連計画における記載等）
第６次日田市総合計画第３期基本計画では、「企業誘致については、若年層に対し多様な雇用の場を創出するため、誘致のためのあらゆる手法を調査研究しながら積極的に推進する」との記述がある。また主な取組内容として「企業ニーズに応じた用地の確保等の環境整備、時代のニーズに対応し日田市の特性を生かした企業誘致の推進」と記述がある。
日田市都市計画では、本区域は用途区域内の工業地域及び無指定地域である。
日田市都市計画マスタープランでは本区域は都市計画区域内にあり、北部約２８ｈａは工業系の用途地域に指定される工業地ゾーンで、南部約１７ｈａは無指定地域であるが、マスタープランにおける土地利用の方針の都市計画区域内の工業地に関する方針として、用途地域内については「工業系の用途地域に指定されている既存地区への適切な誘導と集約化の促進」と記述があり、用途地域外については「既存の工業施設等が立地・集積する地区の用途地域への編入による用途の混在回避」と記述がある。

【重点促進区域④】豊後大野市千歳町の一部区域

（概況及び公共施設等の整備状況）
面積は約３０ｈａである。
本区域は、豊後大野市の中心部に位置し、中九州横断道路の千歳ＩＣまで約２．５㎞となっている。千歳ＩＣは、国道３２６号や県道三重新殿線バイパスなどと直結しており、大分市や福岡県、熊本県、宮崎県へのアクセスが充実した場所である。
本区域は、概ね２１ｈａ程度の第一種農地及び農用地区域が含まれているが、市街化調整区域は含まれていない。また、本区域には、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、その他の環境保全上重要な地域は存在しない。ただし、森林法に基づく保安林及び墓地が一部存在する。
本区域は第一種農地及び農用地区域が含まれるため、「９　地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

（関連計画における記載等）
第２次豊後大野市総合計画（後期基本計画）では、「工業用地を調査把握するとともに、新たな事業所の誘致を推進します。」と記載がある。
豊後大野市都市計画マスタープランでは、「千歳インターチェンジ周辺には、工場が進出しており、今後もこのような産業機能の立地による地域の活性化が期待されます。」と記載

がある。
　農業振興地域整備計画書では、「土地の利用にあたっては地域特性に配慮しつつ、バランスのとれた都市機能を整備する」と記載がある。
　本区域はインターチェンジからのアクセスが良く、企業が立地を希望するエリアとなっている。また、インターチェンジ周辺には工場が進出しており、これら計画の方針と調和したものである。

【重点促進区域⑤】豊後大野市千歳町の一部区域

（概況及び公共施設等の整備状況）
　面積は約７０ｈａである。
　本区域は、豊後大野市の中心部に位置し、中九州横断道路の千歳ＩＣまで約２．５㎞となっている。千歳ＩＣは、国道３２６号や県道三重新殿線バイパスなどと直結しており、大分市や福岡県、熊本県、宮崎県へのアクセスが充実した場所である。
　本区域は、概ね３０ｈａ程度の第一種農地及び農用地区域が含まれているが、市街化調整区域は含まれていない。また、本区域には、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、その他の環境保全上重要な地域は存在しない。ただし、森林法に基づく保安林及び墓地が一部存在する。
　本区域は第一種農地及び農用地区域が含まれるため、「９　地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

（関連計画における記載等）
　第２次豊後大野市総合計画（後期基本計画）では、「工業用地を調査把握するとともに、新たな事業所の誘致を推進します。」と記載がある。
　豊後大野市都市計画マスタープランでは、「千歳インターチェンジ周辺には、工場が進出しており、今後もこのような産業機能の立地による地域の活性化が期待されます。」と記載がある。
　農業振興地域整備計画書では、「土地の利用にあたっては地域特性に配慮しつつ、バランスのとれた都市機能を整備する」と記載がある。
　本区域はインターチェンジからのアクセスが良く、企業が立地を希望するエリアとなっている。また、インターチェンジ周辺には工場が進出しており、これら計画の方針と調和したものである。

【重点促進区域⑥】
中津市三光諫山字ヒヨ島、シコアン、才ノ上、岡平の一部区域
中津市三光臼木字正田、深田、阿弥陀堂、鎧、雀堂、正田平、久保畑、天神、岡、野ノ中、

楠、長畑、水溜、吉竹、柿添の一部区域

（概況及び公共施設等の整備状況）

面積は約２０ｈａである。

本区域は、大分県と福岡県の県境近くの標高約２０～３０ｍの丘陵地に位置し農地が広がっており、中津日田道路の三光下秣ＩＣまで約６．４㎞、国道１０号や県道６９７号線に隣接しており良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所である。

本区域には、約１４．３ｈａの農用地区域が含まれている。なお、市街化調整区域は含まれていない。また、本区域には、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、その他の環境保全上重要な地域は存在しない。本区域には農用地区域が含まれるため、「９　地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

（関連計画における記載等）

第五次中津市総合計画では、現在、不足している工場用地について、内陸部を含む市内一円で適地調査を行い、工業団地整備の検討をする、と記述がある。

農業振興地域整備計画書では､企業誘致等による人口の増加に伴う住宅需要等を考慮して農用地の適切な維持管理をする、と記述がある。

中津市都市計画マスタープランでは本地域は農業ゾーンに設定されており、基本的に農用地は保全する区域とされているが、インターチェンジ周辺は、周辺農地に配慮し適切な土地利用を検討すると記述がある。

本地域はインターチェンジからもアクセスが良く企業が立地を希望するエリアとなっており、これら計画の方針と調和したものである。

（２）区域設定の理由

【重点促進区域①】

本区域は主要国道１０号が近隣に通っており、東九州自動車道中津ＩＣまで約７㎞と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実しているほか、県が水利権を所有する山国川沿いに位置し、平成大堰まで約４ｋｍと工業用水を整備することになれば地理的にもメリットがあると考えられる。また、市内の自動車製造企業や隣県の自動車製造工場まで４０分圏内と本区域周辺には自動車関連企業が集積していることから、重点促進区域に設定する。

本区域内においては、遊休地等は存在しておらず、中津市内全域をみても工場等の立地に適したまとまった土地が存在しない。企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農業振興地域を含む本区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

今後、遊休地等の発生が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

【重点促進区域②】

本区域は工業団地であり、都市計画道路小祝鍋島線（県道中津高田線）等の主要幹線道路沿線が近隣に通っているとともに、重要港湾である中津港まで約４㎞、中津日田道路の定留ＩＣまで約３．４㎞に位置するなど交通インフラが充実している。本区域周辺には製造業が集積していることから、更なる企業の進出を呼び込むためにも重点促進区域に設定する。

また、本区域は工業団地であり遊休地は存在していない。なお、本区域においては、工場立地特例のみを活用する。

【重点促進区域③】

本区域は一般国道２１０号線及び県道６７７号線が近隣に通っており、大分自動車道日田ＩＣまで５ｋｍ（車で１０分）、杷木ＩＣまで１２ｋｍ（車で１７分）と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実しているほか、九州最大の河川である筑後川沿いに位置し豊富な地下水に恵まれたエリアで、九州電力送配電株式会社柳又発電所にも近く企業の立地にもメリットがあると考えられる。

また、本区域は、石井工業団地内に位置し概ねの面積約４５ｈａ中、約２８ｈａについては、すでに本市の誘致企業を含む製造業等の工場が集積している。また、国土交通省の筑後川水系治水プロジェクトとして本区域の築堤が進んでおり、これに合わせ、地区内の内水対策として可搬式の排水ポンプ施設を整備する計画であり、浸水被害を防止し、安全性を確保していく予定である。

以上を踏まえ、本区域を重点促進区域に設定する。

なお、本区域内においては、遊休地等は存在しておらず、日田市内全域をみても工場等の立地に適したまとまった土地が存在しない。企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、都市計画区域内にあり農用地区域外の第一種農地を含む本区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

今後、遊休地等の発生が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

【重点促進区域④】

本区域は、中九州横断道路の千歳ＩＣまで約２．５㎞となっている、千歳ＩＣは、国道３２６号や県道三重新殿線バイパスなどと直結しており、大分市や福岡県、熊本県、宮崎県へのアクセスが充実した場所である。また、豊後大野市全体が、津波や風水害等による自然災害のリスクも極めて低いことと、食料自給率、電力自給率も高く、永続地帯としての強みがある。千歳ＩＣ周辺には工場が進出しているほか、地下水電気探査及び試掘ボーリングを予定しており、地質状況や周辺井戸の水利用状況を把握することとなっている。以上を踏まえ、本区域を重点促進区域に設定する。

なお、本区域内においては、遊休地等は存在しておらず、豊後大野市内全域をみても工場等の立地に適したまとまった土地が存在しない。企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、第一種農地及び農用地区域を含む本区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

今後、遊休地等の発生が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

【重点促進区域⑤】

本区域は、中九州横断道路の千歳ＩＣまで約２．５㎞となっている、千歳ＩＣは、国道３２６号や県道三重新殿線バイパスなどと直結しており、大分市や福岡県、熊本県、宮崎県へのアクセスが充実した場所である。また、豊後大野市全体が、津波や風水害等による自然災害のリスクも極めて低いことと、食料自給率、電力自給率も高く、永続地帯としての強みがある。

千歳ＩＣ周辺には工場が進出しているほか、地下水電気探査及び試掘ボーリングを予定しており、地質状況や周辺井戸の水利用状況を把握することとなっている。

以上を踏まえ、本区域を重点促進区域に設定する。

なお、本区域内においては、遊休地等は存在しておらず、豊後大野市内全域をみても工場等の立地に適したまとまった土地が存在しない。企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、第一種農地及び農用地区域を含む本区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

今後、遊休地等の発生が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

【重点促進区域⑥】

本区域は主要国道１０号が近隣に通っており、中津日田道路の三光下秣ＩＣまで約６．４㎞と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実している。また、市内の自動車製造企業や隣県の自動車製造工場まで４０分圏内と本区域周辺には自動車関連企業が集積していることから、重点促進区域に設定する。

本区域内においては、遊休地等は存在しておらず、中津市内全域をみても工場等の立地に適したまとまった土地が存在しない。企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農業振興地域を含む本区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

今後、遊休地等の発生が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

【重点促進区域①】

大分県中津市三光佐知　２５８－１、２５９－１、２６０－１、２６１－１、２６２－１、２６３－１、２６４－１、２６５－１、２６６－１、２６７－１、２６７－３、２６８－１、２６９－１、２７０－１、２７１－１、２７２－１、２７３－１、２７４－１、２７５～２８１、２８３、２８４－１、２８５－２、２８６－１、２８７－１、２８７－２、２８７－３、２８８～２９３、２９４－１、２９４－２、２９５－１、２９５－２、２９６～３０１、

３０２－１、３０３－１、３０４～３２９、３３１、９８７、９８８－１、９８９～９９４、９９５－１、９９５－２、９９６～１００３、１００５～１００９、１０１０－１、１０１０－２（１０２筆）

【重点促進区域②】
大分県中津市大新田　３３１-１、３３５-１、３３５－３

【重点促進区域③】
大分県日田市大字石井　６３０－５、６３１－２、６３１－４、６３１－５、６３１－６、６３１－７、６３１－８、６３１－９、６３４－３、６３４－４、６３５－２、６３５－３、６３５－４、６３５－５、６３６、６３８－３、６４２－１、６４２－２、６４３－１、６４３－３、６４３－４、６４３－５、６４３－６、６４３－７、６４４－１、６４７－１、６４７－２、６４７－３、６４８－１、６４８－２、６４９－１、６４９－２、６４９－６、６４９－７、６５０－１、７２０－２、７２３－１、７２４－１、７２４－２、７２５、７２６－１、７２６－６、７２６－７、７２６－８、７２８－１、７２９－１、７２９－２、７２９－５、７３０－１、７３１－１、７３１－２、７３２－１、７３２－２、７３３－１、７３３－２、７３３－３、７３４－１、７３４－４、７３５－１、７３５－２、７３５－３、７３５－５、７３６－１、７３７－１、７３７－２、７３７－３、７３８－１、７３８－２、７３８－３、７３９－１、７３９－２、７４０－１、７４０－２、７４０－３、７４１－１、７４２、７４３－１、７４３－２、７４４－１、７４４－２、７４５－１、７４６－１、７４６－２、７４６－３、７４６－４、７４６－５、７４６－６、７４６－８、７４６－９、７４７－１、７４７－２、７４８－１、７４８－２、７４９、７５０－１、７５０－２、７５１、７５２、７５３、７５４－１、７５４－２、７５５－１、７５５－２、７５５－３、７５５－５、７５５－６、７５５－７、７５６－１、７５６－２、７５７、７５８－１、７５８－２、７５８－３、７５８－４、７５９、７６０、７６１、７６２、７６３－１、７６５－１、７６５－４、７６６－１、７６６－１６、７６６－１７、７６６－１８、７６６－１９、７６６－２０、７６６－６、７６８、７７０－４、７７０－５、７７２、７７２－２、７７３、７７４、７７５、７７６－１、７７７－１、７７７－４、７８１－１、７８１－２、７８１－３、７８１－４、７８１－６、７８２－１、７８２－２、７８２－３、７８２－４、７８３－１、７８３－２、７８４－２、７８４－３、７８４－７、７８４－８、７８４－９、７８５－１、７８５－２、７８６－１、７８６－２、７８６－３、７８６－４、７８６－５、７８７－２、７８７－３、７８７－６、７８７－７、７８７－８、７８８－１、７８８－２、７８９－１、７８９－２、７８９－３、７８９－４、７８９－５、７８９－８、７８９－９、７８９－１０、７８９－１１、７８９－１２、７８９－１３、７８９－１４、７８９－１５、７８９－１６、７９０－１、７９０－２、７９０－３、７９０－４、７９０－５、７９０－６、７９０－７、７９０－８、７９０－９、７９１－１、７９１－２、７９１－３、７９１－４、７９１－５、７９２－１、７９２－２、７９２－２３、７９３－１、７９３－７、７９３－８、７９５－３、８００－１、８００－２、８００－１５、８０１－１、８０６－８、８１７－１３、８１７－１４、８２２－１、８２２－５、８２２－８、８２２－１０、

８２２－１３、８２２－１６、８２２－４２、８２２－４３、８２６－８、８２６－９、８２７－１、８２７－２、８２８－１、８２８－２、８３６－１、８３６－３、８３６－４、８３７－１、８３７－６、８３７－７、８３７－８、８３７－９、８３８－５、８４０－７、８４０－８、８４８－４、８４８－５、８４９－７、８５０－１、８５０－３、８５０－１２、８５２－２、８５３－２、８５５－４、８５５－５、８５５－６、８５６－７、８５６－８、８５６－１０、８５６－１１、８５６－１２、８５７－１、８５７－２、８５７－３、８５７－４、８５７－５、８７１－１、８７１－７、８７３－２、８８３－１、８８４－１、８８４－２、８８４－３、８８５－１、８８５－２、８８６－１、８８６－２、８８７－１、８８７－２、８８８－１、８８８－２、８８９－１、８８９－２、８９０－１、８９０－２、８９１－１、８９１－２、８９２－１、８９２－２、８９４－１、８９４－２、８９４－３、８９４－５、８９４－６、８９５－１、８９５－２、８９７－１、８９７－２、８９８－１、８９８－２、８９９、９００－１、９０１、９０２、９０３、９０４、９０５、９０６、９０７、９０８、９０９－１、９０９－６、９１１、９１２、９１３、９１４－１、９１４－２、９１５－１、９１５－２、９１５－４、９１５－５、９１５－６、９１５－７、９１６、９１７－１、９１７－２、９１７－３、９１７－４、９１７－５、９１８、９１９、９２０－１、９２０－２、９２０－３、９２１－１、９２１－２、９２１－３、９２１－４、９２２、９２３－１、９２３－２、９２４－１、９２４－２、９２４－３、９２５－１、９２５－３、９２５－４、９２５－５、９２７－１、９２７－３、９２８、９２９－１、９２９－２、９２９－３、９２９－４、９２９－５、９３０－１、９３０－２、９３０－３、９３１－１、９３１－２、９３２－１、９３２－２、９３２－３、９３２－４、９３２－５、９３２－６、９３２－７、９３２－８、９３２－９、９３２－１０、９３３－１、９３３－２、９３３－３、９３４－１、９３４－２、９３４－３、９３５－１、９３５－２、９３５－３、９３６、９３７－１、９３７－２、９３８、９３９－１、９３９－２、９４０、９４１、９４２、９４３、９４４、９４５－１、９４５－２、９４６－１、９４６－２、９４６－３、９４７、９４８、９４９、９５０－１、９５１－１、９５１－２、９５１－３、９５２－１、９５２－２、９５２－３、９５２－４、９５３－１、９５３－２、９５３－３、９５３－４、９５３－５、９５４－１、９５４－２、９５５－１、９５５－２、９５６－１、９５６－２、９５７、９５８、９５９、９６０、９６１、９６２、９６３－１、９６３－２、９６４、９６５、９６７－３、９６８－１、９６８－３、９６８－５、９６８－１４、９６９－１、９６９－６、９６９－９、９６９－１０、９６９－１１、９８６－４、９８９－４、９８９－６、９９０－４、９９１、９９６－１、９９６－７、１０１０、１０１１、１０１２、１０１３－１、１０１３－２、１０１５、１０１６、１０１７－１、１０１７－４、１０１９、１０２０－１、１０２０－２、１０３４－１、１０３４－５、１０３６－８、１１０５－１、１１０５－２、１１０５－３、１１０５－４、１１１０－１、１１１０－２、１１１０－５、１１１０－７、１１１０－８、１１１１－１、１１１１－４、１１１１－５、１１１１－６、１１１１－７、１１１１－８、１１１１－１０、１１１１－１１、１１１１－１２、１１１１－１３、１１１１－１４、１１１１－１５、１１１１－１６、１１１１－１７、１１１１－１８、１１１１－１９、１１１１－２０、１１１１－２２、１１１２－２、１１１２－３、１１１２－４、１１１２－５、１１１２－６、１１１２－７、１１１８－１、１１１８－４、１１１８－７、１１１８－８、１１１８－９、１１９１－

２、１４２６－１２（４９３筆）

【重点促進区域④】
大分県豊後大野市千歳町高畑字宮地　１１２５―1、１１２５－３、１１２５－６、１１２５－７、１１２９－５、１１３２、１１３５、１１３６、１１３８、１１３９、１１４０、１１４１、１１４２、１１４４、１１４７－１、１１４８、１１５０－１、１１５１、１１５２、１１５３、１１５４－１、１１５４－２、１１５５、１１５６－１、１１５６－２、１１５７－１、１１５７－２、１１５８－１、１１５８－２、１１５８－３、１１５９－１、１１５９－２、１１５９－３、１１５９－４、１１５９－５、１１５９－６、１１６１－２
大分県豊後大野市千歳町高畑字二本松　１１６４－１、１１６４－２、１１６５－４、１１６５－５、１１６５－６、１１６６－１、１１６６－４、１１６６－５、１１６６－６、１１６６－７、１１６６－８、１１６６－９、１１６６－１０、１１６６－１１、１１６６－１２、１１６６－１３、１１６７－１、１１６７－２、１１６７－３、１１６７－４、１１６７－５、１１６７－７、１１６７－８、１１６７－９、１１６７－１０、１１６７－１１、１１６７－１３、１１６７－１７、１１６７－１８、１１６７－１９、１１６７－２０、１１６７－２１、１１６７－２３、１１６７－２６、１１６７－２７、１１６７－２８、１１６７－２９、１１６７－３１、１１６７－３２、１１６８、１１６９、１１７０
大分県豊後大野市千歳町高畑字向原　１１７２－１、１１７２－２、１１７２－３、１１７３－１、１１７３－２、１１７４－１、１１７４－２、１１７４－３、１１７５、１１７６、１１７７、１１７８－１、１１７８－２、１１８２－１、１１８３－１、１１８４－１、１１８６－１、１１８７、１１８８、１１８９－１、１１９０－１、１１９０－２、１１９１－１、１１９２、１１９３－１、１１９４－１、１１９４－２、１１９４－３、１１９４－４、１１９４－５、１１９４－６
大分県豊後大野市千歳町高畑字徳尾　１２２１、１２２２、１２２３、１２２４
大分県豊後大野市千歳町高畑字中山頭　１２４０、１２４１、１２４３、１２４４、１２４５、１２４６－１、１２４６－２、１２４７、１２４８、１２４９、１２５０、１２５１、１２５２、１２５４、１２５５、１２７５－３、１２７５－４
大分県豊後大野市千歳町高畑字乗越　１２８２－１、１２８４－１、１２８４－２、１２８４－３、１２８５－１、１２８５－２、１２８６－１、１２８７－１、１２８９－２、１２８９－３、１２８９－４
大分県豊後大野市千歳町柴山字小沢水　１０４１、１０４４、１０４５、１０４８、１０５０、１０６９－１、１０６９－４
（１４９筆）

【重点促進区域⑤】
大分県豊後大野市千歳町柴山字中原　１０８６－１、１０８７－１、１０８７－３、１０８８－２、１０８９、１０９１－１、１０９１－２、１０９１－３、１０９２、１１０１－１、１１０２、１１０３
大分県豊後大野市千歳町柴山字二本松　１１０６－１、１１０６－２、１１０８、１１０

９－１、１１０９－２、１１１０、１１１１、１１１２、１１１３、１１１４－１、１１１５－１、１１１５－２、１１１８、１１１９、１１２０、１１２１、１１２２－１、１１２２－２、１１２３－１、１１２５－１、１１２６－１、１１２７、１１２８－１、１１２８－２、１１２９－１、１１２９－２、１１３０－１、１１３１－１、１１３２、１１３３、１１３４、１１３５、１１３７、１１３８、１１３９、１１４１－１、１１４３、１１４４、１１４５－１、１１４６－１、１１４９、１１５０、１１５１、１１５２－１、１１５２－２、１１５３－１、１１５３－３、１１５４－１、１１５５、１１５６、１１５７、１１５８、１１５９－１、１１５９－２、１１６０、１１６１、１１６２、１１６３、１１６４、１１６５、１１６７－２

大分県豊後大野市千歳町柴山字前原　１１８６、１１８８、１１８９、１１９０、１１９１、１１９２、１１９３、１１９５－１、１１９５－３、１１９６、１１９７－１、１１９７－２、１１９８、１１９９、１２０１、１２０２、１２０３－１、１２０３－２、１２０４－１、１２０５－１、１２０５－２、１２０６－１、１２０８－１、１２０８－２、１２０９－１、１２１０－１、１２１０－２、１２１１－１、１２１１－２、１２１２－１、１２１３－１、１２１４－１、１２１４－４、１２１５－１、１２１５－３、１２１５－４、１２１５－５、１２１７－１、１２１７－２、１２１８、１２１９－１、１２２０－１、１２２０－２、１２２１、１２２２、１２２３、１２２４－１、１２２４－２、１２２４－３、１２２５、１２２６、１２２７

大分県豊後大野市千歳町柴山字峯　１２５４、１２５４－２、１２５５、１２５７、１２５７－３、１２５８、１２５９、１２５９－２、１２６０、１２６１、１２６１－２、１２６２、１２６３－１、１２６３－３、１２６３－４、１２６３－５、１２６３－６、１２６３－７、１２６３－８、１２６３－９、１２６３－１０、１２７８－１、１２７９－１、１２８０、１２８２、１２８３、１２８４、１２８７、１２８８、１２９０、１２９１、１２９２、１２９３、１２９４、１２９５、１２９６、１２９７、１２９８、１３０１、１３０３、１３０４、１３０８、１３１０－１、１３１１－１、１３１４、１３２５－１、１３２５－２、１３２６、１３２８、１３３０、１３３７

大分県豊後大野市千歳町柴山字藤原　１５９８－１、１５９９

大分県豊後大野市千歳町柴山字尾久保　１６０５、１６０６、１６０７、１６０８－１、１６０８－２、１６０９－１、１６１０－１、１６１０－２、１６１１、１６１２、１６１３、１６１４－１、１６１６、１６１７、１６１８－１、１６１９－１、１６２０、１６２１－１、１６２１－２、１６２２－１、１６２３－１、１６２４－１、１６２４－２、１６２５、１６２６－５、１６２７－１、１６２８－２、１６３０－２、１６３１－１、１６３１－２、１６３２－１、１６３２－２、１６３３、１６３４－１、１６３７、１６４０－１、１６４１、１６４２、１６４３－１、１６４９－２、１６５０－１、１６５１、１６５２－１、１６５２－２、１６５３、１６５５－１、１６５６－２、１６５６－３、１６５６－４

大分県豊後大野市千歳町柴山字原ノ元　１６５７－１、１６５７－２、１６５８、１６６０

大分県豊後大野市千歳町柴山字清首　１６７５－１、１６７５－２、１６７５－８、１６７８－１、１６７８－２、１６８８、１６８９、１６９０、１６９１－１、１６９１－２、１６９２、１６９３、１６９４－１、１６９５－１、１６９５－２、１６９５－３、１６

９７－２、１７０１、１７１９－２、１７２３－１、１７２３－２、１７２３－３、１７２４－１、１７２４－２、１７２４－３、１７２６－１、１７２６－３、１７２７－１、１７２７－２、１７２７－３、１７２７－６
大分県豊後大野市千歳町柴山字原ノ下　１７３３－１、１７３３－２
大分県豊後大野市千歳町柴山字田代　１７６９－１、１７６９－２
（２５７筆）

【重点促進区域⑥】
大分県中津市三光臼木　１４８－１、１４８－２、１４９、１５０－１、１５０－２、１５１－１、１５１－２、１５１－３、２７９－１、２７９－２、２８６、５３３、５４０－１、５４０－２、５４１、５４２、５４３、５４５－１、５４５－２、５４６－１、５４６－２、５４７－１、５４７－２、５４７－３、５４７－４、５４８－１、５４８－３、５４８－４、５４９－１、５４９－２、５４９－３、５５０－１、５５３－１、５５３－２、５５５、５５９、５６０－１、５６０－２、５６０－３、５６１、５６２－１、５６２－２、５６３、５６４－１、５６４－２、５６４－３、５６５－１、５６７、５６８、５６９、５７０－１、５７０－２、５７１－１、５７１－２、５７３－１、５７３－２、５７４－１、５７４－２、５７４－３、５７７－２、５７７－３、５７７－４、５７８－１、５７８－２、５８０－１、５８１、５８２－１、５８２－２、５８３、５８５、５８６－１、５８６－２、５８８－１、５８８－４、５８８－５、５９０、５９１－１、５９１－２、５９３－１、５９３－２、５９４、５９５－１、５９５－３、５９６－１、５９６－２、５９６－３、５９７－１、５９７－２、５９８－１、５９８－２、６００－２、６００－３、６００－４、６０１－２、６０１－３、６０１－４、６０２－１、６０２－２、６０３－１、６０３－２、６０３－３、６０４、６０５－１、６０６－１、６０６－２、６０７、６０８－１、６０８－２、６１０、６１１－１、６１１－２、６１２、６１３、６１４、６１５、６１６、６１７、６１８、６１９、６２０、６２１－１、６２２－１、６２３－１、６２３－２、６２５、６２６、６２７－１、６２７－２、６２９、６３０－１、６３０－２、６３１、６３２－１、６３２－２、６３３、６３５－１、６３５－２、６３５－３、６３６、６３８－１、６３８－２、６３９、６４０－１、６４１、６４２、６４３－１、６４３－２、６４６、６４７、６４８、６４９－２、６４９－３、６５０－２、６５０－３、６５０－４、６５１－３、６５１－４、６５２－２、６５２－３、６５２－４、６５４－１、６５４－２、６５５－１、６５５－２、６５８、６５９、６６０－１、６６０－２、６６０－３、６６０－４、６６１－２、６６１－３、６６１－４、６６２、６６３、６６６－１、６６６－２、６６７－２、６６８－２、６６８－３、６６９、６７３、６７４－１、６７４－３、６７４－４、６７７、６７８、６７９－１、６７９－２、６８１、６８２－１、６８３、６８４－１、６８４－２、６８６－１、６８６－２、６８７、６８８、６８９－１、６８９－２、６８９－３、６８９－４、６８９－５、６８９－６、６９１－１、６９１－２、６９３－１、６９３－２、６９４－１、６９４－２、６９５、６９６－１、６９６－２、６９７－１、６９７－２、６９８－１、６９８－２、６９９－１、６９９－２、６９９－３、６９９－４、７０１、７０２－１、７０２－２、７０２－３、７０２－４、７０３－１、７０３－２、７０３－３、７０３－４、７０４－１、７０４－２、７０５－１、７０５－２、７０６－１、７０６－３、７０７－１、

７０７－２、７０７－３、７０８－１、７０８－２、７０８－３、７０９－１、７０９－２、７１０－１、７１０－２、７１０－３、７１１－１、７１１－２、７１２－１、７１２－２、７１２－３、７１２－４、７１２－５、７１２－６、７１３－２、７１４、７１５－１、７１５－２、７１７－２、７１７－３、７１７－４、７１７－５、７１９－２、７１９－３、７１９－４、７２０－２、７２０－３、７２０－４、７２０－５、７２１、７２２－２、７２２－３、７２２－４、７２３－１、７２３－２、７２４－２、７２５、７２６－２、７２８、７２９、７３１－２、７３２－２、７３３－２、７３３－３、７３４－２、７３４－３、７３５、７３６－５、７３６－６、７３７－１、７３７－２、７３８－１、７３８－２、７４０－１、７４０－２、７４１－１、７４１－２、７４１－３、７４１－４、７４２、７４３－１、７４３－２、７４３－３、７４３－４、７４３－５、７４４－１、７４４－２、７４５－１、７４５－２、７４６－１、７４６－２、７４７－３、７４７－４、７４８－１、７４８－２、７４８－３、７４８－４、７４９－２、７４９－３、７５０、７５１、７５２、７５４－１、７５５、７５６－１、７５６－２、７６１－２、８４４－１、８４４－４、８４４－５、８４５－３、８４６－２、８４８－２、８４９－２、８４９－３、８５２－１、８５２－２、８５３－１、８５３－２、８５３－３

（３４１筆）

大分県中津市三光諫山　１５０８－２、１５１２－１、１５１３－１、１５１５、１５１６、１５１７、１５１８－１、１５２２－１、１５２３、１５２４、１５２５－２、１５２６－１、１５２６－２、１５２６－３、１５２７－１、１５２７－２、１５２９－２、１５３２－１、１５３３－１、１５３４－２、１５４２－１、１５４２－５、１５４５－１、１５４６－３、１５４９－４、１５４９－５、１５５０、１５５１、１５５２、１５５３、１５５４－１、１５５４－２、１５５５－１、１５５５－２、１５５６、１５５９、１５６０、１５６１－１、１５６１－２、１５６４－１、１５６４－２、１５６５、１５６６、１５６７、１５６８、１５６９、１５７０－１、１５７０－２（４９筆）

５　地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

①北部地域を中心とした自動車関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

②中部地域を中心とした電子・電気・機械関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

③中部・南部地域を中心とした素材型・造船関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

④県内の医療関連機器産業の集積を活用した成長ものづくり分野

⑤県内の地熱等を活用した環境・エネルギー関連産業分野

⑥県内の特産物を活用した食品・農林水産関連産業分野

⑦県内の温泉・自然や芸術文化、プロスポーツ等の観光資源を活用したサービス産業分野

⑧県内の最先端技術を活用したデジタル分野

⑨県内のものづくり技術・人材を活用した航空宇宙関連産業分野

⑩県内のフェリー・ＲＯＲＯ船等のインフラを活かした物流関連分野

（２）選定の理由

①北部地域を中心とした自動車関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

北部九州では中津市のダイハツ九州をはじめ、隣県のトヨタ自動車九州（宮若市ほか）や日産自動車九州・日産車体九州（苅田町）が進出し、完成車メーカーを三角形の頂点に、県境を越えたサプライチェーン・ネットワークが構築されており、令和４年度の自動車生産台数が約１２２万台と、国内の１５．１％を占める生産拠点となっている（出典：経済産業省「生産動態統計調査」。これに伴う関連部品メーカーの本県への相次ぐ進出や増設（令和４年度１０社）などにより、世界的な自動車産業の集積地へと成長し、本県の製造業における自動車関連産業の従業者の割合は約１４．５％を占めている（出典：総務省統計局「令和３年経済センサス」）。

進出自動車メーカーは、調達権限の九州移管により地場調達の拡大を進めるとともに、ダイハツグループ九州開発センターやトヨタ自動車九州Ｒ＆Ｄセンター開設など、開発機能の強化を行い、九州地域の競争力強化を図っている。

一方、これら進出企業は世界規模で価格や品質競争を行っているため、地場企業に求める品質、価格、納期の水準は非常に高く、地場企業には、これまで以上に技術力や価格競争力を高め、積極的にアピールしていくことが求められている。

このため、自動車メーカーや１次部品メーカーのニーズをしっかりと把握し、九州域外から調達されている多くの機能部品や今後増加が見込まれる電子・電装系など新技術に対応した部品等への積極的な参入等が求められている。

本県としても、「大分県自動車関連企業会（令和５年９月末現在、会員数１５０社）」を設立し、県内企業への現場改善指導や展示商談会等への出展支援などを行うほか、自動車メーカー社員等の外部人材（自動車関連産業支援プロジェクトチーム）と連携した新規取引案件などの掘り起こしや、開発案件の構想・試作などの段階に応じた支援を実施し、自動車関連

産業への新規参入・取引拡大を積極的に推進している。
　今後は、これまで以上に誘致活動を展開するとともに、地場産業の育成にも力を入れ、進出企業との共生・発展を図り、さらなる自動車関連産業の集積と地域の活性化を目指す。

②中部地域を中心とした電子・電気・機械関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
　本県では、県北国東地域テクノポリスの指定以来、成長産業として期待できる半導体・デバイス、機械関係の企業誘致を積極的に展開し、キヤノン、キヤノンマテリアル、東芝（現ジャパンセミコンダクター)、パナソニック、ルネサスセミコンダクタ九州・山口（現ルネサス セミコンダクタ パッケージ&テスト ソリューションズ)、ソニー（現ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング）などを誘致し、県内各地で電子・電気・機械関連業の集積が進んでいる。
　これらの関連産業については、大手メーカーの進出とその関連企業、また半導体製造の後工程を得意とする地場企業の連携により集積が進み、県経済を牽引する産業の１つとなっており、本県の製造業における電子・電気・機械関連産業の従業者の割合は約２６％を占めている（出典：総務省統計局「令和３年経済センサス」)。
　本県では、国際競争力を有する半導体の生産拠点の構築を目指して、平成１７年に「おおいたＬＳＩクラスター構想」を策定し、平成１７年に「大分県ＬＳＩクラスター形成推進会議」を設立し、有望な研究開発に対する支援や世界市場の変化や技術革新に対する研修（人材育成）による技術力の向上や国内外のビジネス交流による販路開拓等を支援しており、自動車に使用される半導体の増加やアジア市場の拡大により、今後も更なる電子・電気・機械関連産業集積を図っていく。

③中部・南部地域を中心とした素材型・造船関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
　本県では、新産業都市の指定以来、豊富な水資源などを背景に積極的な企業誘致活動を行った結果、特に大分臨海部において、日本製鉄やＪＸ金属精錬、レゾナック、住友化学などの素材型産業の集積が進み、本県の製造品出荷額等の５０％近くを占める（出典：総務省統計局「令和３年経済センサス」）までとなり、県経済を牽引する中核的な産業となっている。
　また、臼杵市、津久見市、佐伯市などの県南部を中心に、古くからリアス海岸を利用して造船業が発達し、現在も、船舶製造・修理業が集積しており、南部地域の最も重要な基幹産業として位置づけられている。近年は、国東半島や姫島村等にも小型船関係の企業立地が進み、近年は大分市にも三井Ｅ＆Ｓや南日本造船が立地している。
　一方、海外での大規模製造設備の稼働や国内需要の低迷などによりコンビナート・造船業を取り巻く環境は厳しさを増しており、今後は国際競争力を強化していく必要がある。
　このように、地域とともに発展してきた大分県のコンビナート・造船業では、現在も多くの地場企業が協力会社として操業を支えるなど、立地企業と地場企業が一体となった産業活動が行われている。また、「大分コンビナート企業協議会（令和５年３月末現在、会員数１

１社)」での取組を中心に、コンビナート企業間のエネルギー、副生物、産廃物の最適化・有効利用の促進や機械化・省力化など企業間の更なる相互連携を進めている。今後も、企業間連携の取組や、高付加価値化、生産性の向上等の取組を進め、国際競争力の強化に努めることにより、成長が見込まれる分野である。

なお、令和５年８月には、産学官連携による「グリーン・コンビナートおおいた推進会議」を立ち上げ、関係者一丸となってカーボンニュートラルの解決に取り組むこととしている。

④県内の医療関連機器産業の集積を活用した成長ものづくり分野

本県の医療機器生産額は約２８８億円であり、九州でトップを誇る（出典：厚生労働省「令和３年薬事工業生産動態統計調査」）。県内には、血液、血管に関する医療機器を製造する企業が立地しており、人工腎臓（ダイアライザー）やアフェレシス製品をはじめとする「血液浄化・血管医療機器」の分野では世界的にも有数の生産・開発拠点となっている。

平成２２年には医療機器産業の集積と地域経済への波及などを目指し「東九州地域医療産業拠点構想（東九州メディカルバレー構想)」を策定した。翌年１２月には国から「地域活性化総合特区」の指定を受けている。

平成２８年４月には、県内企業による医療、介護・福祉機器分野への参入を加速し、医療機器産業の拠点づくりを推進するため、新たに「大分県医療ロボット・機器産業協議会（令和５年３月末現在、会員企業数１６７社・支援機関２９団体)」を設立し、本県での医療関連機器産業の一層の集積と地域の活性化を進めており、今後も成長が見込まれる。

⑤県内の地熱等を活用した環境・エネルギー関連産業分野

本県では、地熱をはじめとする再生可能エネルギーの自給率が４９．６％と全国第２位であり（出典：永続地帯２０２２年度版報告書)、産学官で共同研究・事業化を促進することなどにより、エネルギー関連産業の育成を推進している。

平成１８年に新エネルギーに関する産学官の連携組織として「大分県新エネルギー産業化研究会」を設置、平成２４年から、「大分県エネルギー産業企業会（令和５年３月末現在、会員数３１３社・団体）」として、地熱・温泉熱、小水力、水素などの新エネルギー及び省エネルギー推進に取り組み、エネルギー関連産業の育成、振興を図っている。

また、環境負荷の少ない循環型社会を形成するため、産業廃棄物の発生抑制、減量化及び再資源化に関する取組や、リサイクル製品の販路拡大を支援している。

今後は、水素や蓄電池利用の拡大などエネルギーを巡る情勢変化を的確に捉え、これまで研究開発を行ってきた技術・製品の販路拡大を、県内、県外、さらには海外も視野に入れて強力に支援することで、県経済の新たな牽引産業としての成長が見込まれる。

⑥県内の特産物を活用した食品・農林水産関連産業分野

本県は、全国の収穫量の約９９％を占め（出典：農林水産省「特産果樹生産動態等調査」)、

地理的表示（ＧＩ）登録された大分かぼすのほか、農業では、大分県農業総合戦略会議において指定した短期集中県域支援品目（ねぎ、ピーマン、高糖度甘藷、ベリーツ）を中心に、生産者、関係団体、市町村と一体になって産地の拡大を進めているところである。短期集中県域支援品目以外では、市町の指定する産地拡大推進品目についても、支援を行っている。

また、国内生産量の約４割を占める乾しいたけ（出典：林野庁「令和４年特用林産基礎資料」（全国乾椎茸品評会２４大会連続優勝）、肉用牛、養殖ブリ類など、将来にわたって本県農林水産業を牽引する品目の生産拡大支援にも取り組んでいるところである。

加えて、山海に恵まれ、多種多様な農林水産品の産出に適した地勢であり、焼酎や味噌、醤油といった発酵・醸造産業が古くから発展し、宇佐市の三和酒類や日出町の二階堂酒造、臼杵市のフンドーキン醤油、富士甚醤油といった全国的にも有名な企業が操業しているほか、日田市には豊富で良質な地下水を利用してサッポロビールが立地している。

豊かな自然環境を背景に、本県の食品・農林水産関連産業は、製造業に占める食料品製造業の割合では事業所数（１８．０％）が１位、従業者数（１０．４％）が２位と高く（出典：総務省統計局「令和３年経済センサス」）、また第１次から第３次産業までが連携することで成り立っているなど、地域の中核産業となっている。

こうした中、本県では、食品・農林水産関連産業の更なる飛躍を期して、地域資源を活用した高付加価値商品の域外展開等を目的に、平成２６年に「おおいた食品産業企業会（令和５年９月現在、会員数１２３社）」を設立し、産学官が連携して組織的な取組を進めている。

その他、約６割が利用期を迎える林業では、大径材の活用推進に向けた加工施設等の整備や早生樹による再造林の徹底など循環型林業の推進により、地域を牽引する産業としての成長が期待できるとともに、水産業では、消費者ニーズの変化や輸出拡大に対応可能な養殖施設やフィレ加工場の高度化・拡大などを進めている。

経済のグローバル化の進展など、農林水産業が大きな変革期を迎える中、この機をチャンスと捉え、地域特性を活かしたこれまでの取り組みを加速するとともに、水田の畑地化やスマート農業の推進、新たな経営体の確保・育成、環境保全型農業の促進、海外マーケットへの展開など、地域経済の牽引に向けた構造改革を進めている。

また、農林漁業者と食品加工企業、流通業者等の連携による「農商工連携」については、業ニーズに対応した加工・業務用原料の産地づくり、「６次産業化」については売れる・選ばれる商品づくりに向けた地域プランナーによる支援を行い、生産者の所得向上に向けた取組を実施している。

今後は、大分県産業科学技術センターの食品オープンラボや農林水産研究指導センター等を活用して、これまで以上に商品試作や商品化を見据えた技術開発等を支援することで、更なる成長が見込まれる。

⑦県内の温泉・自然や芸術文化、プロスポーツ等の観光資源を活用したサービス産業分野

本県は、日本一の源泉数と湧出量を誇る温泉をはじめ、九州の屋根と呼ばれるくじゅう連

山を始めとした雄大な自然、「おおいた和牛」や「関あじ・関さば」などの高級食材をはじめ、かぼす、しいたけなど四季折々の新鮮な食材も満載で、また、宇佐神宮、六郷満山など貴重な歴史的文化遺産などにも恵まれている。

また、官民が一体となってツーリズムの推進と観光産業の振興を着実に進展させるため、「日本一のおんせん県おおいたツーリズム戦略」を策定し、時代の潮流を的確に捉えた施策の展開を図っている。

本県ではサービス産業が県内全事業所数の約８割、従業員数の約７割を占める（出典：総務省統計局「令和３年経済センサス」）など、本県にとって重要な産業である。最近では地方創生の流れからＢＰＯ・コールセンター業などの集積も進んでおり、上記資源等の活用によりさらなる発展が見込める上、少子高齢化や産業構造の変化などを背景に、新たなサービス市場の拡大が見込まれ、その重要性はますます大きくなっている。しかしながら、サービス産業は製造業に比べて生産性や従業者の賃金水準が低いなどの課題がある。

このため本県では、運輸業、卸売業・小売業、宿泊業、飲食サービス業から医療・福祉まで幅広い業種において生産性向上の取り組みを進めていく必要があると考えており、とりわけ域外需要の獲得の可能性、産業としての裾野の広さなどを考慮し、県経済への波及効果の大きい観光関連産業を中心にセミナーの開催や人材育成、付加価値向上のための支援を行っている。

具体的には、宿泊業を対象として、生産性向上や業務効率化のための支援を行っている。人材確保に向けて、インターンシップの積極的な活用を促すセミナーや県内学生への働きかけを強化する。

加えて今後は、国内外へ本県の様々な観光・地域資源の魅力を積極的に発信するとともに、集客や宿泊施設などを含めた受入体制の整備等を支援し、長期滞在化、消費単価のアップを図ることで、サービス産業の更なる成長を目指す。

⑧県内の最先端技術を活用したデジタル分野

本県では、中小企業が行う、独創的なアイデアを活用した新製品・新サービスの研究開発を支援する「大分県ビジネスプラングランプリ」に対して、過去３年間に１９５社の応募があるほか、新商品・新サービスの開発や提供といった新たな事業活動を行う中小企業が策定する経営革新計画の承認件数については、令和３年度は１２０件、令和４年度は１２７件と２年連続で過去最高の件数と伸びており、経済規模を勘案すると経営革新にチャレンジする中小企業の割合は全国トップレベルの水準にあるなど、チャレンジ精神あふれる産業人材が生まれてきている。

また、最近では地方創生の流れからＢＰＯ・コールセンター業などの進出も多くなり、その中には、アプリやチャットなどを活用し、オペレーターが自宅などで業務を行うことのできるシステムを構築した企業もある。

加えて、平成２８年度にＩｏＴ・ＡＩ等の革新的技術を活用した地域課題の解決と新ビジ

ネスの創出を図る大分県版第４次産業革命「ＯＩＴA4.0」への挑戦を開始し、国の地方版ＩｏＴ推進ラボの選定を受け、令和５年度（令和５年９月末時点）までに９０件のプロジェクトを認定したところである。令和５年には、地域社会全体でのＤＸへの取組をさらに加速し、地域の経済発展とウェルビーイングの向上を実現するため、国が立ち上げた「地域 DX 推進ラボ」に認定され、更なる取組を進めている。

今後も、地域課題（ニーズ）と課題を解決する技術力（シーズ）とのマッチングによるプロジェクトの創出や､チャレンジ精神あふれる県内のＩＴ企業と製造業などの企業との連携により、新製品やサービスの開発及び地域社会のＤＸへの取組を加速していく。

とりわけ、ドローンについては、地場企業のドローン事業への参入や県内企業と大分県産業科学技術センターでドローンの性能評価装置「ドローンアナライザー」を開発するなど集積に向けた取組が進んでいる。平成２８年度には地方創生拠点整備交付金を活用し、大分県産業科学技術センター内にテストフィールドの整備を進めるとともに、平成２９年６月には、１４７の企業・団体で構成される大分県ドローン協議会を設立（令和５年６月２９日現在の会員数：２３０）し、特殊ドローンの開発や優れた研究開発を支援し、西日本最大のドローン産業集積地を目指している。

⑨県内のものづくり技術・人材を活用した航空宇宙関連産業分野

航空宇宙関連産業は部品点数が約３００万点（自動車の約１００倍）と大規模であるという製品特性から、サプライチェーンへの技術波及効果が大きく、裾野が広い産業構造を形成し得ることから、市場規模が今後２０年で約２倍になると見込まれている。

こうした中、本県では、平成２８年度に「大分県航空宇宙産業参入研究会（令和５年７月末現在、会員数２７社)」を発足し、県内企業の航空宇宙関連産業への参入を支援するため、アドバイザーの派遣、ＪＩＳＱ９１００取得支援、セミナーの開催等について、大分県産業創造機構とともに、県内にある日本文理大学航空宇宙工学科（大分県）（宇宙工学科定員数２４０名）や九州工業大学工学研究院（福岡県）（大学院工学府定員数３０２名）などと協力しながら支援を行っている。

また、本県は九州航空宇宙開発推進協議会（事務局：(一社）九州経済連合会）やスペース・ニューエコノミー創造ネットワーク（Ｓ－ＮＥＴ）にも参画しているところであり、これらの機関とも連携し、県内の航空宇宙関連産業の推進を図っている。

さらに、大分空港における水平型宇宙港の実現を図るため、必要となる交渉や調査を進めるとともに、スペースポートを核とした経済循環の創出を推進する「スペースポート推進事業」として、令和５年度には約６４００万円を計上している

本県は、県南地域で沿岸部の地形を活かし、古くから造船業が発達した。大分市の臨海部について新産業都市の指定を受け、素材型産業の集積が、県北国東地域ではテクノポリスの推進により、半導体や電気、機械などの関連企業の集積が進んできた。更に、自動車や精密機械企業の集積が進むなど、製造業の様々な分野において、地場企業を含めたものづくり技

術が発展してきた。今後も、県内全域のものづくり技術を活かし、参入意欲のある企業を支援し、航空宇宙関連産業の参入が促進されるように取り組みを推進していく。

⑩県内のフェリー・ＲＯＲＯ船等のインフラを活かした物流関連分野

昨今、トラック運転手不足の深刻化等により、九州においても、トラック輸送からフェリー・ＲＯＲＯ船等を利用する輸送へのモーダルシフトが進んでいる。本県は、九州の東に位置し、関東圏・関西圏への海路による輸送時間が短い地理的優位性がある上、平成２８年４月の東九州自動車道（北九州市－宮崎市間）の開通により、九州内のアクセスが大きく向上したことから、平成２８年１０月には、清水港－大分港航路（週３便）が、平成２９年１１月からは東京港－大分港航路（週２便）が、それぞれ相次いで開設、新規就航した。さらに、平成３０年３月に清水港－大分港航路が週６便に、平成３１年４月に東京港－大分港航路が週３便にそれぞれ増便された。

関東方面へのＲＯＲＯ船航路の便数では、大分港大在地区が２航路週９便体制となり、博多港の週６便、苅田港の週５便を上回る九州最多となるなど、航路が充実している。

本県では、２９年３月に「九州の東の玄関口としての拠点化戦略」を策定し（令和２年３月に見直し）、九州内の陸路と関東圏・関西圏との海路の結節点に位置する本県に国内物流の幹線経路を構築することを目指していることから、このような好機を活かしつつ、定期フェリー・ＲＯＲＯ船航路の更なる充実や内航貨物の集荷の強化、港・道路のインフラ整備を進めるとともに、県内港を安定的に利用する貨物を確保する観点から、港の近傍地への物流産業・製造業等の誘致・集積を図っていく。

（３）地域経済の成長発展に特に資するものとして指定する業種

（４）指定の理由

６　地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（１）総論

「５　地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載した地域の特性を生かして、各分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業環境の整備方針としては、地域企業の設備投資を促進するために税制優遇制度を促進するほか、各企業会等を通じた大手企業とのマッチングや技術開発、人材育成及び販路開拓等の支援を実施する。

（２）制度の整備に関する事項

①不動産取得税、固定資産税の減免措置の促進

主　体　大分県、市町村

内　容　本地域内において活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税等の減税措置に関する条例を制定済であり、事業者に対し、積極的な制度の利用を促す。

②補助制度等の実施

ア）誘致企業等に対する補助制度等

主　体　大分県、市町村

内　容　企業立地の促進のため、誘致企業等に対する設備投資や雇用への補助制度、金融機関と連携した融資制度を実施する。

イ）ＲＯＲＯ船利用促進助成

主　体　大分県

内　容　大分港大在地区の定期ＲＯＲＯ船航路の利用促進を図るため、新たに県内の港湾発定期ＲＯＲＯ線の利用を検討している運送事業者に対し、輸送経費（船賃）の一部を助成する。

③地方創生関係施策との連携

主　体　大分県、市町村

内　容　「しごと」の創出の観点から地域経済牽引事業の促進は重要な役割を果たすものであるため、デジタル田園都市国家構想交付金等の地方創生関係施策と連携して支援する。具体的には以下のとおり。

・令和６年度～令和１０年度の基本計画の計画期間内において、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、技術人材育成プログラムにより産業人材のリスキリングや、業務のデジタル化やデータ取得・分析・活用等のリテラシー人材の育成、課題解決にＡＩを活用したビジネスモデルの創出を実施する予定。

・令和６年度～令和１０年度の基本計画の計画期間内において、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、産地の合理化や出口を見据えた農業による収益構造改革のため、水田から園芸品目への転換や、人材の育成による農業法人の経営基盤の強化、食品企業と契約する加工業務用地の拡大を実施する予定。

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①産業用地情報の逐次開示

主　体　大分県

内　容　地域の産業用地情報をインターネットで公表するなど、県内への進出を検討する者が必要なときに情報収集可能な環境を整備する。

②公設試験場が有する分析・解析結果、技術情報の情報提供

主　体　大分県
内　容　地域企業の技術力向上のために、開示できる情報に関しては、地域企業のニーズに沿って積極的に情報提供していく。

③上記を進めるにあたり、個人情報保護条例等に基づき、個人情報保護を行う。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

大分県商工観光労働部企業立地推進課内及び各市町村に事業者の抱える課題解決や事業環境整備のための相談窓口を設置する。

（５）その他の事業環境整備に関する事項

①スタートアップへの支援（事業者の成長促進等）

主　体　大分県、おおいたスタートアップセンター
内　容　創業の段階に応じて、セミナーや補助金、伴走支援などの支援を行う。

②地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援

主　体　大分県
内　容　経済産業省の「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」または「事業再構築補助金（サプライチェーン強靱化枠に限る）」に採択された場合、産業立地促進補助金への上乗せ支援を行う。

③人材確保に向けた支援（人材育成・確保支援）

人材確保に向け、事業者の人材育成・確保を促進する支援体制を構築し、企業への情報提供や制度の整備を検討するなど、事業者の取組を支援する。

ア）デジタルものづくりの人材育成支援

主　体　大分県、一般社団法人大分県工業連合会
内　容　ものづくり中小企業がデジタル技術を活用して自社の課題を解決し、生産性の向上と競争力強化を図るため、若手技術者を対象としたデジタル技術の体験型研修や経営者層を対象とした製造工程ごとのデジタル化を実践的に学ぶ講座を実施する。

イ）金型保全等基盤技術者の育成

主　体　大分県、大分県自動車関連企業会
内　容　金型保全等製造現場における基盤技術者を育成するため、民間企業を活用した産学官連携による実習講座を開講する。

ウ）人材育成事業の実施

主　体　大分県ＬＳＩクラスター形成推進会議

内　容　新任技術者や中堅社などレベルに応じた研修会を開催するとともに、産学官連携による半導体関連人材の育成を行う。

エ）人材育成分科会の実施

主　体　大分コンビナート企業協議会

内　容　競争力強化やリスクマネジメントに関する人材育成を実施する。

オ）造船業新人技術者の人材育成

主　体　大分地域造船技術センター

内　容　造船業を担う新人技術者に対して、造船技術を継承するために３か月にわたって造船に関する座学、実技の基礎を学ぶ研修を実施する。

カ）造船業中堅溶接技師の人材育成

主　体　大分地域造船技術センター

内　容　造船業にて溶接経験１年以上の技術者に対して、必要な知識を習得し溶接技能をワンランクアップさせることで、造船における品質の向上を図るとともに、溶接リーダーとして将来活躍できる人材を育成する。

キ）医療関連機器開発等に係る人材育成

主　体　大分大学医学部附属臨床医工学センター

内　容　県内企業による医療関連機器の研究開発の支援を行うとともに、臨床現場での実地研修の受け入れや研修会・セミナーを開催。また、海外の医療技術者の研修受け入れなどにより海外人材の育成を行う。

ク）エネルギー関連企業の人材育成

主　体　大分県エネルギー産業企業会

内　容　エネルギー関連企業を対象としたセミナー等の人材育成事業を実施する。

ケ）食品加工リーダー研修会による人材育成

主　体　おおいた食品産業企業会

内　容　県内食品産業界の将来を担うリーダーを養成するため、食品加工部門に必要な基礎知識、品質管理、商品開発、生産管理、マネジメント等に関する講座を開催する。また、新商品開発に携わる人材育成のための、マーケティング、商品企画、製品化・仕様決定、提案・ＰＲに関する講座を開催する。

コ）宿泊業の経営力強化と人材確保のための支援

主　体　大分県

内　容　宿泊事業者の経営力強化を加速するため、自動精算機等の省力化機器やＤＸの導入及び人材確保に取り組む事業者を支援する。

サ）ドローン技術者等の育成

主　体　大分県ドローン協議会

内　容　協議会会員等のニーズや政策動向、業界動向をもとに、ドローンの活用事例や関連技術などを学習する場を提供し、ドローンの機体やサービス開発に必要不可欠な技術者等を育成する。

④産業用地の確保に向けた支援（道路、港湾、空港等のインフラ整備との連携及び産業用地の確保支援）

ア）企業誘致の推進

主　体　大分県

内　容　時代の流れに対応した戦略的で効果的な企業誘致を推進する。

イ）ワンストップサービス・フォローアップの強化による企業満足度のアップ

主　体　大分県、市町村、関係機関

内　容　県（企業立地推進課、東京・大阪・福岡事務所、関係部署）、市町村、関係機関等の連携によるワンストップサービスの実施、企業訪問等を通じた適時適切な情報提供によるきめ細かなフォローアップの強化により、企業満足度を高めるとともに、投資情報の迅速な収集に努める。

ウ）工業団地の整備及び民間工場用地、空き工場、公有財産等の掘り起こし

主　体　大分県、市町村

内　容　県内の工業用地の需給バランスを把握し、市町村等との連携のもと、新たな工場用地確保について検討を行うなど、用地面での受け入れ態勢の整備を推進する。さらに、市町村等と連携した工場用地や空き工場、公有財産等の掘り起こしに努める。

エ）工場団地適地の検索ページ（大分県企業立地ガイド）を作成

主　体　大分県

内　容　工場団地適地の検索ページを作成し、事業者へ開示。面積や価格などキーワードで検索ができるよう情報を体系化した上で事業者へ開示。

オ）インフラの整備

主　体　国、大分県、市町村、ＮＥＸＣＯ西日本

内　容　東九州自動車道、中九州横断道路、中津日田道路他、国道・県道等の整備及び港湾施設の整備を図る。

カ）広域的地域活性化基盤整備計画との連携

主　体　大分県

内　容　生産・物流機能の強化や観光の活性化などに寄与する国道・県道及び港湾施設の社会インフラの整備を図る。

⑤賃上げ促進支援

主　体　大分県

内　容　国の地方機関、県内経済団体、連合大分、大分県銀行協会と価格転嫁の円滑化に関する協定を締結し、価格転嫁の状況に関する情報収集・発信や価格転嫁の円滑化に関する支援情報等の周知、パートナーシップ構築宣言の促進に取り組む。

⑥GX の促進支援

主　体　大分県

内　容　「グリーン・コンビナートおおいた」をはじめとしたＧＸを推進するため、二酸化炭素多排出事業者のＧＸ投資等に対する支援を行うとともに、水素利活用モデル事業の創出など水素サプライチェーンの構築に向けた需給の創出、地熱・温泉熱をはじめとした再エネ資源の利活用の促進に取り組む。

⑦DX の促進支援（デジタルトランスフォーメーションの促進支援）

主　体　大分県

内　容　民間事業者等のＤＸを推進するため、ＤＸに取り組む事業者と支援する企業を繋ぐパートナーシップの形成やモデル事例の創出に向けた伴走支援等に取り組む。

⑧技術支援等に関する事項

ア）半導体分野における研究開発の実施

主　体　大分県ＬＳＩクラスター形成推進会議

内　容　世界を意識したビジネスに直結する研究開発や、新技術開発に取り組む企業に対して助成を行う。

イ）ユーティリティ分科会の実施

主　体　大分コンビナート企業協議会
内　容　コンビナート企業間のエネルギー、副生物、産廃物の最適化について検討していく。

ウ）医療関連機器の研究開発支援
主　体　大分県医療ロボット・機器産業協議会
内　容　県内中小企業が、医療関連産業分野において自社技術を活用して医療関連機器等の研究開発、実用化を図る取組を支援する。

エ）エネルギー分野の研究開発助成
主　体　大分県エネルギー産業企業会
内　容　エネルギー分野の研究・開発及び事業化に取り組む企業に対する助成を実施する。

オ）企業の新技術や新商品開発等への助成
主　体　おおいた食品産業企業会
内　容　試作加工や簡易評価ができる食品オープンラボの運営や企画会社等と連携した新製品開発を支援する。

カ）企業の商品開発力の育成
主　体　大分県
内　容　企業の商品開発課題の各段階に合った的確な伴走支援を行い、商品開発力の育成と経営資源としての「デザイン」の定着を図る。

キ）サービス産業の生産性向上への支援
主　体　大分県
内　容　付加価値向上や新規誘客につなげるため、Ｇｏｏｇｌｅビジネスプロフィール等の活用による事業者の情報発信力強化を促進する。

ク）IoT プロジェクトの創出
主　体　大分県
内　容　地域課題（ニーズ）と課題を解決する技術力（シーズ）とをマッチングさせたプロジェクトを選出し、事業費補助やアドバイザー派遣等の支援を行う。

ケ）ドローン産業の創出
主　体　大分県ドローン協議会

内　容　優れた研究開発テーマを公募し、支援するとともに、ドローンの活用ユースケースごとの分科会を設け、技術レベルの向上及び活用促進を図る。

コ）ＪＩＳＱ９１００取得支援等の航空関連産業参入支援

主　体　大分県航空宇宙産業参入研究会

内　容　ＪＩＳＱ９１００の取得支援、アドバイザーによる技術指導、県内企業のネットワーク構築等により、航空機関連産業への参入を支援する。

サ）トラック輸送から定期フェリー航路・ＲＯＲＯ船航路へのモーダルシフトの支援

主　体　大分県ＲＯＲＯ船利用促進協議会実行委員会

内　容　関東圏・関西圏との間の物流において、新たに県内の港湾発定期ＲＯＲＯ船航路を活用してモーダルシフトを検討している運送事業者に対し、定期ＲＯＲＯ船航路を利用した輸送手段への転換に関する支援を行う。

⑨販路開拓等に関する事項

ア）海外・国内における販路開拓支援

主　体　大分県

内　容　国内外のバイヤーとの商談機会の創出を図るとともに、販路拡大に向け、関係機関と連携しながら事業者の個々の段階や状況に応じた支援を実施する。

イ）取引拡大セミナー・交流会の開催等

主　体　大分県自動車関連企業会

内　容　新規参入や取引拡大につながるセミナーや交流会を開催するとともに、展示商談会等への出展支援を行う。

ウ）海外・国内との交流の実施

主　体　大分県ＬＳＩクラスター形成推進会議

内　容　世界の半導体製造の大部分を担う台湾の半導体関連企業と交流会を実施するとともに、県外クラスター等との連携を図る。

エ）医療関連機器の販路開拓支援

主　体　大分県医療ロボット・機器産業協議会

内　容　県内企業の販路開拓を支援するため、医療機器メーカーとの取引拡大に向けマッチングを目的とした商談会や国際的な展示会への共同出展等を実施するとともに、産学官連携による海外への販路拡大を支援する。

オ）展示会の出展支援

主　体　大分県エネルギー産業企業会

内　容　展示会への共同出展や商談会への参加を通して、会員企業が開発した新技術、新製品の販路開拓を支援する。

カ）大規模展示会への出展支援等

主　体　おおいた食品産業企業会

内　容　大規模展示会での企業ブース設置を支援するとともにコーディネーターによる個別商談マッチングを実施する。

キ）戦略品目の生産から流通までの一貫支援

主　体　大分県

内　容　戦略品目の生産施設への助成を通常よりも上乗せ助成することでロットを拡大させ、流通面で拠点市場のシェアを高め競争力を強化する。

ク）誘客に向けた取組

主　体　大分県

内　容　国内はもとより、回復基調にあるインバウンドを確実に取り込むため、観光関係者、旅行会社、交通事業者等とも連携を図り、圏域や国・地域ごとのニーズに応じた情報発信や誘客対策を展開する。

ケ）受注支援

主　体　大分県航空宇宙産業参入研究会

内　容　川下企業への受注に向けた働きかけを行うとともに、多工程一貫生産の取組も含め検討していく。

コ）県内の港の利用促進に向けたセミナーの開催

主　体　大分県ＲＯＲＯ船利用促進協議会

内　容　対岸の静岡県等と連携し、九州や関東甲信、東海地方等において、県内港湾発定期ＲＯＲＯ船の利用促進に向けた荷主企業や運送会社を対象としたセミナーの開催や個別訪問による利用相談などに取り組む。

（６）実施スケジュール

取組事項 （取組を行う者）	令和６年度	令和７年度・・・・	令和１０年度 （最終年度）
【制度の整備】			

①不動産取得税、固定資産税の減免措置（大分県、市町村）			
②補助制度等の実施（大分県、市町村）			
③地方創生関係施策（大分県、市町村）			
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①産業用地情報の逐次開示（大分県）	適宜情報収集し、開示		
②公設試験場が有する分析・解析結果、技術情報の情報提供（大分県）			
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談窓口を設置（大分県、市町村）			
【その他】			
①スタートアップへの支援（大分県、関係機関）			
②地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靭化の支援（大分県）			
③人材確保に向けた支援（大分県、関係機関）			
④産業用地の確保に向けた支援（大分県、市町村、関係機関）			
⑤賃上げ促進支援（大分県）			
⑥GXの促進支援（大			

分県）			
⑦DX の促進支援（大分県）			
⑧技術支援（大分県、関係機関）			
⑨販路開拓支援（大分県、関係機関）			

7　地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

（１）支援の事業の方向性

昨今の経済情勢をみれば、人口減少・少子高齢化に伴う国内市場の縮小等による競争環境の激化や新技術の出現による産業構造の変化に伴う海外市場参入や新ビジネス創出等、国内の事業者が抱える課題は一層複雑化しているのが現状である。

この現状を踏まえ、地域経済牽引事業を効果的に促進するためには、研究開発支援・事業化支援・販路開拓支援などの各種支援について、事業の発展段階に応じた適切かつ一気通貫の支援を途切れることなく提供していくことや、複数の支援機関がお互いの強みを補完し合い、連携して事業者の多様な支援の必要に応えていくことが求められている。

また、本県では、産業戦略の中で「関係団体等との連携推進」を掲げており、中小企業支援団体などの支援力が最大限発揮できるよう連携支援計画の作成など関係支援団体の理解醸成に努める。

（２）地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①大分県産業科学技術センター

本センターは前身となる大分県醸造試験場が１９１０年(明治４３年)に設置されて以来、１世紀以上にわたり県内企業の技術支援機関としての役割を果たしてきており、今後も個々の技術的な課題解決に取り組む中で、産業集積の進化と地場企業の体質強化の推進が期待される。

２０１９年度（平成３１年度）から２０２３年度までの５年間の取組として「第４期中期業務計画」を策定し、基本的な枠組みである「技術支援」と「研究開発」の取組をさらに充実させつつ、県内中小企業の「ニッチトップ企業」や「研究開発型企業」へのステップアップを支援している。

本計画では、センターの技術シーズを活用し、企業を取り巻く環境の変化や社会的ニーズに対応するために強化する分野を定め、県内の地域産業を支える技術「技術の地域ブランド」が創出されるよう支援している。

次世代産業の育成に向けて、平成３０年４月に先端技術イノベーションラボ（Ｄｓ－Ｌａｂｏ）を設置し、ドローン関連、電磁力関連、電気・電子機器関連産業の支援に注力している。具体的には、県内企業におけるドローン産業への参入や、試験所認定ISO/IEC 17025を

有する日本の磁気特性測定拠点として県内企業における電磁力分野への参入支援に努めるとともに、電波暗室を活用して電気・電子機器の電磁妨害評価などを実施し、安全性・信頼性の確保を支援している。また、社会課題の解決支援として、農業の省力化のための農業IoTや、高齢化社会に対応した機器開発などにも取り組んでいる。

②公益財団法人大分県産業創造機構

本機構は、平成１１年に設立され、県内企業の総合的な相談窓口として、企業ニーズにワンストップで対応する支援体制を構築しており、今後も企業に寄り添い、企業のチャレンジを全力で応援する支援機能の一層の充実が期待される。

令和５年度を初年度とする「第４期中期経営計画」を策定し、ＤＸの推進を共通の柱として、５つの新事業戦略に取り組むとともに、引き続き商工団体等の支援機関や金融機関と緊密に連携し、多様化・複雑化する経営課題の解決を支援する。

具体的には、総合相談窓口の設置や専門家派遣を通じて経営に関する相談及び指導の充実を図るほか、県内外の発注案件情報等を収集し、販路開拓の支援及び取引のあっせん、６次産業化に向けた取組を支援など地域資源の活用促進、経営力、生産力、営業力向上など企業を支える人材の育成支援などに取り組む。

また、様々な経営課題の解決に向けて、他の企業支援団体や大学、金融機関等とのネットワークを最大限に活用しながら、より効率的・効果的な企業支援体制を構築していく。

③公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所

本研究所は、平成５年に設立され、高度情報化社会（ハイパーネットワーク社会）の早期かつ円滑な実現を目指しており、これからの社会に影響を与える情報通信技術の調査・研究・普及、情報モラルや情報セキュリティーに関するリテラシー向上のための取組を行っており、今後もＩＣＴを活用した企業等の取組に対しての支援が期待される。

具体的な取組として、国内外の研究者、企業関係者、自治体関係者、県民などが地域と分野を超えて一堂に会し、様々な角度からこれからのネットワーク社会のあり方を議論する「別府湾会議」、分野の第一人者を講師に招き、ＩＣＴ利活用の最新動向や先進事例などの紹介する「ハイパーフォーラム」などを開催している。また、学校や企業等を対象として、ICT教育に精通した「ICT教育サポーター」を養成し教職員のデジタルスキル向上させる取組みや研修の実施、更には、大分県内の企業、団体、個人のＡＩ活用促進を目的に「おおいたＡＩテクノロジーセンター」を２０１９年１２月に設置し、ＡＩに関する普及啓発や人材育成のほか、AI活用を希望する事業者の伴走支援等も実施している。

④公益社団法人ツーリズムおおいた

当社団は、競争力を備えた魅力ある観光地の形成、裾野の広い大分県観光産業の成長サイクルの創出により地域経済の活性化に寄与することを目的に、各地域をサポートする県域版

ＤＭＯ組織としての大分県観光をけん引する県域の観光組織としての役割を担っている。

具体的な取組として、観光資源の商品化や多様化する観光客ニーズに対応できる受入態勢の整備、情報誌の発行や観光情報サイトの運営等による県内観光情報の収集・発信を行うほか、旅行会社や交通事業者、県内観光関係者等とのネットワークを活かした国内外観光客の誘致、大規模会議や教育旅行の誘致など、誘致営業活動に取り組んでいる。

また、マーケティング機能の強化に努め、データに基づく戦略的な事業執行を実現するサイクルの構築、旅行商品等販売システムの整備、会員はもとより多様な関係事業者等を支援するプラットフォームとしての機能の充実に取り組んでいる。

⑤大分県商工会連合会、商工会・商工会議所

本地域には、大分県商工会連合会（大分市）と１７の商工会・商工会議所が設置されている。地域の商工業者を会員とする地域総合経済団体として、経営支援、地域活性化を目的とした組織であり、経営指導員を中心として記帳、税務及び金融等の日常的な経営改善に関する相談・指導を行っており、今後も行政や地域関係機関と連携を強化し、地域ぐるみでの支援が期待される。

⑥一般社団法人　大分県工業連合会

当会は、大分県工業連合会と大分県工業団体連合会との統合により平成２５年４月に設立され、企業の経営力や技術力の向上を図り、大分県内のものづくり関連企業の発展及び大分県工業の振興・発展に寄与することを目的とした事業を実施している。今後も技術相談対応や人材育成、交流やビジネスマッチング、情報収集と情報提供、功労者表彰など、ものづくり関連企業のニーズに基づいた有益な事業の展開が期待される。

８　環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

環境保全に関しては、環境基本法をはじめとした法令の遵守等により、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、周辺環境の悪化を未然に防ぎ、地域社会との調和を図っていくものとする。また、円滑な進出を図るため、周辺住民に対し予想される環境影響を説明の上、お互いの理解と協力の上に円滑な進出が実現できるよう努める。

主な取組は次のとおりである。

大規模な土地開発事業など環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については、大分県環境影響評価条例に基づきアセスメントを実施するなど、環境に配慮した事業となるよう努める。

騒音、振動に関しては、騒音規制法や振動規制法に基づき適切に対処すると同時に、近隣住民への配慮から、工場操業に伴う騒音、振動のみならず、従業員出退勤や物流時の騒音、振動も考慮すべきことを企業へ説明する。

大気汚染に関しては、大気汚染防止法などの環境法令の遵守を通じ、大気汚染物質の排出

や粉じん飛散による周辺環境の悪化を防ぐよう企業へ説明する。

水質汚濁に関しては、水質汚濁防止法に加え、瀬戸内海環境保全特別措置法が適用される地域では、より厳しい規制がかかることを企業へ説明する。

土壌汚染に関しては、土壌汚染対策法及び大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例に基づき適切に対応するよう企業へ説明する。

また、環境保全上重要な地域での事業の実施にあたっては、九州地方環境事務所及び本県の自然環境保全部局と十分調整を図りつつ、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。特に国立公園（国定公園）を含む地域経済牽引事業計画を承認する際は、九州環境事務所（本県の自然環境保全部局）と事前に調整を図るものとする。

さらに、多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。

その他、廃棄物の排出抑制・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不適正処理を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

今日、企業にとって環境問題への対応は社会的責任として当然に果たすべきことであり、環境への配慮を怠っての企業存続は困難である。特に工場適地選定の際、排水や給水、電力確保と並んで土地に関する重要項目であるため、適地紹介時には必ず企業の進出後の事業形態等を確認し、それに見合った物件を紹介する。

（２）安全な住民生活の保全

「大分県安全・安心まちづくり条例」及び「大分県交通安全計画」に鑑み、県、市町村、事業者は、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏を確保するため、

施設整備にあたっては、

・植栽の適切な配置・繁茂の管理
・塀、柵、垣根の適切な配置
・防犯カメラ、緊急通報装置、防犯ミラーの設置
・道路灯、街路灯、防犯灯の適切な組み合わせによる十分な照明の確保
・資材、設備を破壊されにくいものとする対象強化
・被害回避その他犯罪防止対策
・安全な歩行空間の確保
・交通安全施設の整備
・その他道路交通環境整備

などを推進する。

企業立地にあたっては、

・従業員の法令遵守

・犯罪被害防止に資する指導
・不法就労の防止に配慮した採用
・その他犯罪防止対策
・従業員の交通安全思想の普及
のほか
・地域における犯罪防止活動・交通安全活動への参加
・事件事故発生時における警察署への連絡体制の確立
・その他地域との連携
に努める。

（３）その他
必要に応じて、大分県地域経済牽引事業促進協議会（県及び市町村等）を開催し、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証などを行う。

９　地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

（１）総論
重点促進区域の区域内においては、次のとおり農用地区域、第一種農地が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【重点促進区域①】中津市三光佐知字髙丸、字勿躰、字管倉、字奈良島、字栗ケ島の一部区域

（農用地区域の範囲）
以下のとおり。
農地：大分県中津市三光佐知　２５８－１、２５９－１、２６０－１、２６１－１、２６２－１、２６３－１、２６４－１、２６５－１、２６６－１、２６７－１、２６７－３、２６８－１、２６９－１、２７０－１、２７１－１、２７２－１、２７３－１、２７４－１、２７５～２８１、２８３、２８４－１、２８５－２、２８６－１、２８７－１、２８７－２、２８７－３、２８８～２９３、２９４－１、２９４－２、２９５－１、２９５－２、２９６～３０１、３０２－１、３０３－１、３０４～３２９、３３１、９８７、９８８－１、９８９～９９４、９９５－１、９９５－２、９９６～１００３、１００５～１００７（９８筆）

（地区内における公共施設整備状況）
本区域については、北側に国道１０号、西側に市道上ノ原佐知線、国道２１２号線が隣接し、東九州自動車道の中津インターチェンジまで１０分でアクセス可能な交通インフラの充実した区域である。

また、電気、上下水道は整備されているが、浄化槽による排水や地下水の利用も可能である。ガスなど未整備の施設と併せて事業者において整備することとする。

（地区内の遊休地等の状況等）

本区域内においては、遊休地等は存在していない。今後、遊休地等の発生が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

（他計画との調和等）

農業振興地域整備計画書では､企業誘致等による人口の増加に伴う住宅需要等を考慮して農用地の適切な維持管理をする、と記述がある。

中津市都市計画マスタープランにおいて農用地は基本的に保全するがインターチェンジ周辺は、周辺農地に配慮し適切な土地利用を検討するエリアとされており、隣接地は交通結節点で大型商業施設が立地する特性を生かした土地利用の推進するエリアとされている。また、本区域は準都市計画区域である。

第五次中津市総合計画において東九州自動車道や中津日田道路などの高速交通ネットワークや中津港の活用を踏まえた土地利用に配慮するとされている。また、現在、不足している工場用地について、内陸部を含む市内一円で適地調査を行い、工業団地整備を進めて行くとされている。

このように、本計画は他計画との調和が図れたものである。

（２）土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域においては、遊休地を含め工場適地や業務用地を優先して設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、以下の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

農用地区域外での開発を最優先に検討したが、中津市には、売却されていない既存の工業団地や遊休団地、現に宅地化された未利用地などの遊休地等及び地域経済牽引事業の用に供するための適当な条件を備えた農振白地農地は存在しない。そのため、企業が求める面積の工業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農用地区域を含む本区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

地域経済牽引事業の目的が達成可能な土地が他に存在しないことから、やむを得ず本区域に農用地区域を含むことについて、中津市及び大分県の農政部局等に対して十分な説明を行うこととする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにするため、土地

利用調整区域の設定に当たり、中津市及び大分県の農政部局等と以下の事項について調整を行うこととする。
１．農用地を分断することのない区域設定とすること
２．集団的農地の中央部に他の使途の土地が介在することなく、高性能機械による営農への支障が生じることのない区域設定とすること
３．小規模の開発行為がまとまりなく行われるおそれがなく、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じることのない区域設定とすること
４．地域計画策定にあたり、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないよう耕作者の同意を得ながら、農政部局等と十分調整を行うこととする。

③面積規模が最小限であること
　やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備するため、土地利用調整区域を設定する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと
　本区域においては、土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して５０年を経過している。また、新たな土地改良事業の計画はないが、今後、面的整備事業の計画が発生した場合、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること
　本区域においては、現在、農地中間管理機構関連事業は実施されておらず、実施される予定もない。
　今後、農地中間管理機構関連事業の対象農地に設定された場合、機構の管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地に設定された場合についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項
　本区域には、市街化調整区域は存在しない。

【重点促進区域③】日田市大字石井字池田、字尾園、字ゴマンチ、字走り落、字船渡、字榎鶴、字逆渦、字熊ノ下、字熊山、字三ッ頭、字若宮、字小鶴川、字場口、字清水の本、字中の瀬、字中筋、字津辻の前、字年の神、字北外輪の一部区域（日田市石井工業団地内）

（第一種農地の範囲）
　以下のとおり。
農地：大分県日田市大字石井　６４８－１、６４８－２、６４９－１、７２３－１、７２

４－１、７２４－２、７２５、７２６－６、７２８－１、７３１－２、７３２－１、７３２－２、７３３－１、７３３－２、７３４－４、７３５－１、７３５－２、７３５－３、７３６－１、７３７－１、７３７－２、７３７－３、７３８－１、７３８－２、７３８－３、７３９－１、７３９－２、７４０－１、７４０－２、７４０－３、７４１－１、７４２、７４３－１、７４３－２、７４４－１、７４４－２、７４５－１、７４６－１、７４６－２、７４６－３、７４６－４、７４６－５、７４６－６、７４６－８、７４６－９、７４７－１、７４７－２、７４８－１、７４８－２、７４９、７５０－１、７５０－２、７５１、７５２、７５３、７５４－１、７５４－２、７５５－１、７５５－２、７５５－３、７５５－５、７５５－６、７５５－７、７５６－１、７５６－２、７５７、７５８－１、７５８－２、７５８－３、７５８－４、７５９、７６０、７６１、７６２、７８５－２、７８６－１、７８６－２、７８６－３、７８６－４、７８７－２、７８７－３、７８８－１、７８８－２、８２７－１、８２７－２、８２８－１、８２８－２、８３６－１、８５７－１、８７３－２、８８３－１、８８４－１、８８４－２、８８４－３、８８５－１、８８５－２、８８６－１、８８６－２、８８７－１、８８７－２、８８８－１、８８８－２、８８９－１、８８９－２、８９０－１、８９０－２、８９１－１、８９１－２、８９２－１、８９２－２、８９４－１、８９４－２、８９４－５、８９４－６、８９５－１、８９５－２、８９７－１、８９７－２、８９８－１、８９８－２、８９９、９００－１、９０１、９０２、９０３、９０４、９０５、９０６、９０７、９０８、９１１、９１２、９１３、９１４－１、９１４－２、９１５－１、９１５－２、９１５－４、９１５－５、９１５－６、９１５－７、９１６、９１７－１、９１７－２、９１７－５、９１８、９１９、９２０－１、９２０－３、９２１－１、９２１－３、９２１－４、９２２、９２３－１、９２３－２、９２４－１、９２４－２、９２５－１、９２５－４、９２５－５、９２７－１、９２８、９２９－１、９２９－２、９３０－１、９３１－１、９３１－２、９３２－１、９３３－１、９３３－２、９３３－３、９３４－１、９３４－２、９３５－１、９３５－２、９３５－３、９３６、９３７－１、９３７－２、９３８、９３９－１、９３９－２、９４０、９４１、９４２、９４３、９４４、９４５－１、９４５－２、９４６－１、９４６－３、９４７、９４８、９４９、９５０－１、９５１－１、９５２－１、９５２－４、９５３－１、９５３－２、９５３－４、９５３－５、９５４－１、９５５－１、９５６－１、９５７、９５８、９５９、９６０、９６１、９６２、９６４、９６５、９９１、１０１０、１０１１、１０１２、１０１５、１０１６、１０１９、１０２０－１、１０２０－２、１１１１－１，１１１１－５、１１１１－８、１１１１－１０、１１１１－２２、１１１２－２、１１１２－３、１１１２－４、１１１８－１、１１１８－４（２３２筆）

（地区内における公共施設整備状況）

本区域については、南側に国道２１０号線、東側に県道６７７号線が隣接し、大分自動車道の日田インターチェンジまで１０分、また杷木インターチェンジまで１７分でアクセス可能な交通インフラの充実した区域である。

また、高圧線を含む電気、上水道は整備されており、浄化槽による排水や地下水の利用も可能である。ガスなど未整備の施設と併せて事業者において整備することとする。

（地区内の遊休地等の状況等）
本区域内においては、遊休地等は存在していない。今後、遊休地等の発生が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

（他計画との調和等）
第６次日田市総合計画第３期基本計画では、「企業誘致については、若年層に対し多様な雇用の場を創出するため、誘致のためのあらゆる手法を調査研究しながら積極的に推進する」との記述がある。また主な取組内容として「企業ニーズに応じた用地の確保等の環境整備、時代のニーズに対応し日田市の特性を生かした企業誘致の推進」と記述がある。
日田市都市計画では、本区域は用途区域内の工業地域及び無指定地域である。
日田市都市計画マスタープランでは本区域は工業地ゾーン及び農用地保全ゾーンの両方に設定されているが、マスタープランにおける土地利用の方針の都市計画区域内の工業地に関する方針として、用途地域内については「工業系の用途地域に指定されている既存地区への適切な誘導と集約化の促進」と記述があり、用途地域外については「既存の工業施設等が立地・集積する地区の用途地域への編入による用途の混在回避」と記述がある。
このように、本計画は他計画との調和が図れたものである。

（２）土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項
土地利用調整区域においては、遊休地を含め工場適地や業務用地を優先して設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、以下の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること
当区域内には農用地区域は存在しない。また、当第一種農地以外での開発を最優先に検討したが、日田市には、売却されていない既存の工業団地や遊休団地、現に宅地化された未利用地などの遊休地等及び地域経済牽引事業の用に供するための適当な条件を備えた農地等は存在しない。そのため、企業が求める面積の工業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、第一種農地を含む本区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。
地域経済牽引事業の目的が達成可能な土地が他に存在しないことから、やむを得ず本区域に第一種農地を含むことについて、日田市及び大分県の農政部局等に対して十分な説明を行うこととする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること
周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにするため、土地利用調整区域の設定に当たり、日田市及び大分県の農政部局等と以下の事項について調整を行うこととする。
１．集団的農地の中央部に他の使途の土地が介在することなく、高性能機械による営農へ

の支障が生じることのない区域設定とすること。
２．小規模の開発行為がまとまりなく行われるおそれがなく、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じることのない区域設定とすること。
３．地域計画策定にあたり、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないよう耕作者の同意を得ながら、農政部局等と十分調整を行うこととする。

③面積規模が最小限であること
　やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備するため、土地利用調整区域を設定する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと
　本区域においては、土地改良事業の工事が完了した年度（昭和３２年度）の翌年度から起算して６５年を経過している。また、新たな土地改良事業の計画はないが、今後、面的整備事業の計画が発生した場合、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること
　本重点促進区域の一部の農地では農地中間管理機構関連事業が実施されていることから、土地利用調整を行うにあたっては、この取組に影響を及ぼさない取扱いとする。
　今後、農地中間管理機構関連事業の対象農地に設定された場合、機構の管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地に設定された場合についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項
　本区域には、市街化調整区域は存在しない。

【重点促進区域④】豊後大野市千歳町高畑字宮地、字二本松、字向原、字徳尾、字中山頭、字乗越の一部区域

（第一種農地の範囲）
以下のとおり。
農地：大分県豊後大野市千歳町高畑字宮地　１１２５－３、１１５０－１、１１５１、１１５２、１１５３、１１５４－１、１１５４－２、１１５５、１１５６－１、１１５６－２、１１５７－１、１１５７－２、１１５８－１、１１５８－２、１１５８－３
大分県豊後大野市千歳町高畑字二本松　１１６８、１１６９
大分県豊後大野市千歳町高畑字向原　１１７２－１、１１７２－２、１１７２－３、１１７３－１、１１７３－２、１１７４－１、１１７４－２、１１７４－３、１１７５、１１

７６、１１７７、１１７８－１、１１７８－２、１１８２－１、１１８３－１、１１８４－１、１１８６－１、１１８７、１１８８、１１８９－１、１１９０－１、１１９０－２、１１９１－１、１１９２、１１９３－１
豊後大野市千歳町高畑字徳尾　１２２１、１２２２、１２２３
豊後大野市千歳町高畑字中山頭　１２４０、１２４１、１２４３、１２４４、１２４５、１２４６－１、１２４６－２、１２４７、１２４８、１２４９、１２５０、１２５１、１２５２、１２５４、１２５５
豊後大野市千歳町高畑字乗越　１２８２－１、１２８４－１、１２８４－２、１２８４－３、１２８５－１、１２８５－２、１２８６－１、１２８７－１
（６８筆）

（農用地区域の範囲）
　以下のとおり。
山林：大分県豊後大野市千歳町高畑字宮地　１１４７－１
農地：大分県豊後大野市千歳町高畑字宮地　１１５０－１、１１５１、１１５２、１１５３、１１５４－１、１１５４－２、１１５５、１１５６－１、１１５６－２、１１５７－１、１１５７－２、１１５８－１、１１５８－２、１１５８－３
大分県豊後大野市千歳町高畑字二本松　１１６８、１１６９
大分県豊後大野市千歳町高畑字向原　１１７２－１、１１７２－２、１１７３－１、１１７３－２、１１７４－１、１１７４－２、１１７４－３、１１７５、１１７６、１１７７、１１７８－１、１１７８－２、１１８２－１、１１８３－１、１１８４－１、１１８６－１、１１８７、１１８８、１１８９－１、１１９０－１、１１９０－２、１１９１－１、１１９２、１１９３－１
豊後大野市千歳町高畑字徳尾　１２２１、１２２２、１２２３
豊後大野市千歳町高畑字中山頭　１２４０、１２４１、１２４３、１２４４、１２４５、１２４６－１、１２４６－２、１２４７、１２４８、１２４９、１２５０、１２５１、１２５２、１２５４、１２５５
豊後大野市千歳町高畑字乗越　１２８２－１、１２８４－１、１２８４－２、１２８４－３、１２８５－１、１２８５－２、１２８６－１、１２８７－１
（６７筆）

（地区内における公共施設整備状況）
　本区域は、中九州横断道路の千歳ＩＣまで約２．５㎞となっている。千歳ＩＣは、国道３２６号や県道三重新殿線バイパスなどと直結しており、大分市や福岡県、熊本県、宮崎県へのアクセスが充実した場所である。
また、電気、簡易水道は整備されているが、浄化槽による排水や地下水の一部利用も可能である。ガスなど未整備の施設と併せて事業者において整備することとする。

（地区内の遊休地等の状況等）
　本区域内においては、遊休地等は存在していない。今後、遊休地等の発生が確認され、

これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

（他計画との調和等）

第２次豊後大野市総合計画（後期基本計画）では、「工業用地を調査把握するとともに、新たな事業所の誘致を推進します。」と記載がある。

豊後大野市都市計画マスタープランでは、「千歳インターチェンジ周辺には、工場が進出しており、今後もこのような産業機能の立地による地域の活性化が期待されます。」と記載がある。

農業振興地域整備計画書では、「土地の利用にあたっては地域特性に配慮しつつ、バランスのとれた都市機能を整備する」と記載がある。

本区域はインターチェンジからのアクセスが良く、企業が立地を希望するエリアとなっている。また、インターチェンジ周辺には工場が進出しており、これら計画の方針と調和したものである。

（２）土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域においては、遊休地を含め工場適地や業務用地を優先して設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、以下の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

農用地区域及び第一種農地以外での開発を最優先に検討したが、豊後大野市には、売却されていない既存の工業団地や遊休団地、現に宅地化された未利用地などの遊休地等及び地域経済牽引事業の用に供するための適当な条件を備えた農地等は存在しない。そのため、企業が求める面積の工業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農用地区域及び第一種農地を含む本区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

地域経済牽引事業の目的が達成可能な土地が他に存在しないことから、やむを得ず本区域に農用地区域及び第一種農地を含むことについて、豊後大野市及び大分県の農政部局等に対して十分な説明を行うこととする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにするため、土地利用調整区域の設定に当たり、豊後大野市及び大分県の農政部局等と以下の事項について調整を行うこととする。

１．集団的農地の中央部に他の使途の土地が介在することなく、高性能機械による営農への支障が生じることのない区域設定とすること

２．小規模の開発行為がまとまりなく行われるおそれがなく、農業生産基盤整備事業の実

施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じることのない区域設定とすること
３．地域計画で定めた目標の達成に支障が無いように、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用を行えるよう耕作者の同意を得ながら、農政部局等と十分調整を行うこととする。

③面積規模が最小限であること
やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備するため、土地利用調整区域を設定する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと
本区域においては、土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して８年以上を経過している。また、新たな土地改良事業の計画はないが、今後、面的整備事業の計画が発生した場合、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること
本重点促進区域の一部の農地では農地中間管理機構関連事業が実施されていることから、土地利用調整を行うにあたっては、この取組に影響を及ぼさない取扱いとする。
今後、農地中間管理機構関連事業の対象農地に設定された場合、機構の管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地に設定された場合についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項
本区域には、市街化調整区域は存在しない。

【重点促進区域⑤】豊後大野市千歳町柴山字中原、字二本松、字前原、字峯、字藤原、字尾久保、字清首、字原ノ下、字田代の一部区域

（第一種農地の範囲）
以下のとおり。
農地：大分県豊後大野市千歳町柴山字二本松　１１０６－１、１１０８、１１０９－１、１１０９－２、１１１０、１１１１、１１１２、１１１３、１１１４－１、１１１８、１１１９、１１２０、１１２１、１１２２－１、１１２２－２、１１２３－１、１１２５－１、１１２６－１、１１２７、１１２８－１、１１２９－１、１１３０－１、１１３１－１、１１３２、１１３３、１１３４、１１３５、１１３７、１１３８、１１３９、１１４１－１、１１４３、１１４４、１１４５－１、１１４６－１、１１４９、１１５０、１１５１、１１５２－１、１１５３－１、１１５４－１、１１５５、１１５６、１１５７

大分県豊後大野市千歳町柴山字前原　１１８６、１１８８、１１８９、１１９０、１１９１、１１９２、１１９３、１１９５－１、１１９５－３、１１９６、１１９７－１、１１９８、１１９９、１２０１、１２０２、１２０３－１、１２０４－１、１２０５－１、１２０６－１、１２０８－１、１２０９－１、１２１０－１、１２１０－２、１２１１－１、１２１２－１、１２１３－１、１２１４－１、１２１７－２、１２１８、１２１９－１、１２２０－１、１２２０－２
大分県豊後大野市千歳町柴山字峯　１２８０、１２９３
大分県豊後大野市千歳町柴山字尾久保　１６０５、１６０６、１６０７、１６０８－１、１６０９－１、１６１０－１、１６１１、１６１２、１６１３、１６１４－１、１６１６、１６１７、１６１８－１、１６１９－１、１６２０、１６２１－１、１６２２－１、１６２３－１、１６２４－１、１６２７－１、１６３１－１、１６３２－１、１６３３、１６３４－１、１６４０－１、１６４１、１６４２、１６４３－１、１６５０－１
大分県豊後大野市千歳町柴山字原ノ元　１６５７－１
大分県豊後大野市千歳町柴山字清首　１６８８、１６８９、１６９０、１６９１－１、１６９１－２、１６９２、１６９３、１６９４－１、１６９５－１、１６９５－２、１７２３－１、１７２３－３、１７２４－１、１７２４－２、１７２４－３、１７２６－１、１７２７－１
（１２５筆）

（農用地区域の範囲）
　以下のとおり。
雑種地：大分県豊後大野市千歳町柴山字二本松　１１１５－１
農地：大分県豊後大野市千歳町柴山字二本松　１１０６－１、１１０８、１１０９－１、１１０９－２、１１１０、１１１１、１１１２、１１１３、１１１４－１、１１１８、１１１９、１１２０、１１２１、１１２２－１、１１２２－２、１１２３－１、１１２５－１、１１２６－１、１１２７、１１２８－１、１１２９－１、１１３０－１、１１３１－１、１１３２、１１３３、１１３４、１１３５、１１３７、１１３８、１１３９、１１４１－１、１１４３、１１４４、１１４５－１、１１４６－１、１１４９、１１５０、１１５１、１１５２－１、１１５３－１、１１５４－１、１１５５、１１５６、１１５７
大分県豊後大野市千歳町柴山字前原　１１８６、１１８８、１１８９、１１９０、１１９１、１１９２、１１９３、１１９５－１、１１９５－３、１１９６、１１９７－１、１１９８、１１９９、１２０１、１２０２、１２０３－１、１２０４－１、１２０５－１、１２０６－１、１２０８－１、１２０９－１、１２１０－１、１２１０－２、１２１１－１、１２１２－１、１２１３－１、１２１４－１、１２１７－２、１２１９－１、１２２０－１、１２２０－２
大分県豊後大野市千歳町柴山字尾久保　１６０５、１６０６、１６０７、１６０８－１、１６０９－１、１６１０－１、１６１１、１６１２、１６１３、１６１４－１、１６１６、１６１７、１６１８－１、１６１９－１、１６２０、１６２１－１、１６２２－１、１６２３－１、１６２４－１、１６２７－１、１６３１－１、１６３２－１、１６３３、１６３４－１、１６４０－１、１６４１、１６４２、１６４３－１

大分県豊後大野市千歳町柴山字清首　１６８８、１６８９、１６９０、１６９１－１、１６９１－２、１６９２、１６９３、１６９４－１、１６９５－１、１６９５－２、１７２３－１、１７２３－３、１７２４－１、１７２４－２、１７２４－３、１７２６－１
（１２０筆）
（地区内における公共施設整備状況）
本区域は、中九州横断道路の千歳ＩＣまで約２．５㎞となっている。千歳ＩＣは、国道３２６号や県道三重新殿線バイパスなどと直結しており、大分市や福岡県、熊本県、宮崎県へのアクセスが充実した場所である。
また、電気、簡易水道は整備されているが、浄化槽による排水や地下水の一部利用も可能である。ガスなど未整備の施設と併せて事業者において整備することとする。

（地区内の遊休地等の状況等）
本区域内においては、遊休地等は存在していない。今後、遊休地等の発生が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

（他計画との調和等）
第２次豊後大野市総合計画（後期基本計画）では、「工業用地を調査把握するとともに、新たな事業所の誘致を推進します。」と記載がある。
豊後大野市都市計画マスタープランでは、「千歳インターチェンジ周辺には、工場が進出しており、今後もこのような産業機能の立地による地域の活性化が期待されます。」と記載がある。
農業振興地域整備計画書では、「土地の利用にあたっては地域特性に配慮しつつ、バランスのとれた都市機能を整備する」と記載がある。
本区域はインターチェンジからのアクセスが良く、企業が立地を希望するエリアとなっている。また、インターチェンジ周辺には工場が進出しており、これら計画の方針と調和したものである。

（２）土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項
土地利用調整区域においては、遊休地を含め工場適地や業務用地を優先して設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、以下の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること
農用地区域及び第一種農地以外での開発を最優先に検討したが、豊後大野市には、売却されていない既存の工業団地や遊休団地、現に宅地化された未利用地などの遊休地等及び地域経済牽引事業の用に供するための適当な条件を備えた農地等は存在しない。そのため、

企業が求める面積の工業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農用地区域及び第一種農地を含む本区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

地域経済牽引事業の目的が達成可能な土地が他に存在しないことから、やむを得ず本区域に農用地区域及び第一種農地を含むことについて、豊後大野市及び大分県の農政部局等に対して十分な説明を行うこととする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにするため、土地利用調整区域の設定に当たり、豊後大野市及び大分県の農政部局等と以下の事項について調整を行うこととする。

１．集団的農地の中央部に他の使途の土地が介在することなく、高性能機械による営農への支障が生じることのない区域設定とすること

２．小規模の開発行為がまとまりなく行われるおそれがなく、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じることのない区域設定とすること

３．地域計画で定めた目標の達成に支障が無いように、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用を行えるよう耕作者の同意を得ながら、農政部局等と十分調整を行うこととする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備するため、土地利用調整区域を設定する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

本区域においては、土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して８年以上を経過している。また、新たな土地改良事業の計画はないが、今後、面的整備事業の計画が発生した場合、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

本重点促進区域の一部の農地では農地中間管理機構関連事業が実施されていることから、土地利用調整を行うにあたっては、この取組に影響を及ぼさない取扱いとする。

今後、農地中間管理機構関連事業の対象農地に設定された場合、機構の管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地に設定された場合についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

本区域には、市街化調整区域は存在しない。

【重点促進区域⑥】中津市三光諫山字ヒヨ島、シコアン、才ノ上、岡平、中津市三光臼木字正田、深田、阿弥陀堂、鎧、雀堂、正田平、久保畑、天神、岡、野ノ中、楠、長畑、水溜、吉竹、柿添の一部区域

（農用地区域の範囲）
以下のとおり。
農地：
大分県中津市三光臼木１４８－１、１４８－２、１４９、１５０－１、１５０－２、１５１－１、１５１－２、１５１－３、２７９－１、２８６、５８６－１、５８８－１、５８８－５、５９１－１、５９３－１、５９４、５９５－１、５９６－１、５９６－２、５９８－１、５９８－２、６００－３、６０２－１、６０３－１、６０４、６０５－１、６０６－２、６１１－１、６１１－２、６１４、６１５、６１６、６１８、６１９、６２０、６２２－１、６２３－１、６２６、６２７－１、６３０－１、６３１、６３２－１、６３２－２、６３３、６３５－３、６３６、６３８－１、６３８－２、６３９、６４０－１、６４２、６４３－１、６４６、６４８、６４９－２、６４９－３、６５０－２、６５０－３、６５１－３、６５１－４、６５２－２、６５２－３、６５２－４、６５４－１、６５４－２、６５５－１、６５５－２、６５８、６５９、６６０－２、６６０－３、６６０－４、６６１－２、６６１－３、６６１－４、６６２、６６３、６６６－２、６６７－２、６６８－２、６６８－３、６６９、６７３、６７４－１、６７４－３、６７７、６７８、６７９－１、６８１、６８２－１、６８３、６８４－２、６８６－１、６８６－２、６８７、６８８、６８９－２、６８９－３、６８９－４、６９１－１、６９３－１、６９３－２、６９４－１、６９５、６９６－１、６９７－１、６９８－１、６９９－１、６９９－２、７０１、７０２－１、７０２－２、７０３－１、７０３－２、７０４－１、７０４－２、７０５－１、７０６－１、７０６－３、７０７－１、７０７－２、７０８－１、７０８－２、７０９－１、７１０－１、７１０－２、７１０－３、７１１－１、７１１－２、７１２－２、７１２－３、７１２－４、７１３－２、７１４、７１５－１、７１５－２、７１７－２、７１７－３、７１９－２、７１９－３、７２０－２、７２０－３、７２０－４、７２１、７２２－２、７２２－３、７２３－１、７２４－２、７２５、７２６－２、７２８、７２９、７３１－２、７３２－２、７３３－２、７３４－２、７３４－３、７３５、７３６－５、７３６－６、７３７－１、７３７－２、７３８－１、７３８－２、７４０－１、７４０－２、７４１－１、７４１－２、７４１－３、７４１－４、７４２、７４３－１、７４３－２、７４３－３、７４３－４、７４３－５、７４４－１、７４４－２、７４５－１、７４５－２、７４６－１、７４６－２、７４７－３、７４７－４、７４８－２、７４８－３、７４９－２、７４９－３、７５０、８４４－４、８４４－５、８４５－３、８４６－２、８４８－２、８４９－２、８５２－１、８５２－２、８５３－１、８５３－２、８５３－３（２００筆）

大分県中津市三光諫山１５１７、１５２２－１、１５２３、１５２４、１５２５－２、１５２６－２、１５２６－３、１５２７－２、１５２９－２、１５３２－１、１５３３－１、１５４９－４、１５４９－５、１５５０、１５５１、１５５２、１５５３、１５５４－１、１５５９、１５６０、１５６１－１、１５６１－２、１５６４－１、１５６４－２、１５６５、１５６６、１５６８、１５６９（２８筆）

（地区内における公共施設整備状況）

本区域については、北側に国道１０号、東側に県道６１５号、西側に国道２１２号が隣接し、中津日田道路の三光下秣ＩＣまで約６．４㎞と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した区域である。

また、電気は整備されており、浄化槽による排水や地下水の利用が可能である。ガスなど未整備の施設と併せて事業者において整備することとする。

（地区内の遊休地等の状況等）

本区域内においては、遊休地等は存在していない。今後、遊休地等の発生が確認され、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用することとする。

（他計画との調和等）

農業振興地域整備計画書では､企業誘致等による人口の増加に伴う住宅需要等を考慮して農用地の適切な維持管理をする、と記述がある。

中津市都市計画マスタープランにおいて農用地は基本的に保全するがインターチェンジ周辺は、周辺農地に配慮し適切な土地利用を検討するエリアとされており、高規格幹線道路沿線では、立地特性を活かした企業誘致を促進するエリアとされている。また、本区域は準都市計画区域である。

第五次中津市総合計画において東九州自動車道や中津日田道路などの高速交通ネットワークや中津港の活用を踏まえた土地利用に配慮するとされている。また、現在、不足している工場用地について、内陸部を含む市内一円で適地調査を行い、工業団地整備の検討をするとされている。

このように、本計画は他計画との調和が図れたものである。

（２）土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域においては、遊休地を含め工場適地や業務用地を優先して設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、以下の方針により土地利用調整を行うこととする。

①農用地区域外での開発を優先すること

農用地区域外での開発を最優先に検討したが、中津市には、売却されていない既存の工業団地や遊休団地、現に宅地化された未利用地などの遊休地等及び地域経済牽引事業の用に供するための適当な条件を備えた農振白地農地は存在しない。そのため、企業が求める面積の工業用地が確保できず、企業にとって良好な操業環境の確保が困難な状況にあることから、農用地区域を含む本区域での土地利用を検討せざるを得ない状況である。

地域経済牽引事業の目的が達成可能な土地が他に存在しないことから、やむを得ず本区域に農用地区域を含むことについて、中津市及び大分県の農政部局等に対して十分な説明を行うこととする。

②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにするため、土地利用調整区域の設定に当たり、中津市及び大分県の農政部局等と以下の事項について調整を行うこととする。

１．農用地を分断することのない区域設定とすること

２．集団的農地の中央部に他の使途の土地が介在することなく、高性能機械による営農への支障が生じることのない区域設定とすること

３．小規模の開発行為がまとまりなく行われるおそれがなく、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じることのない区域設定とすること

４．地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成に支障が生ずることのないよう耕作者の同意を得ながら調整を行うこととする。

③面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備するため、土地利用調整区域を設定する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

④面的整備を実施した地域を含めないこと

本区域においては、土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して８年を経過していない土地は存在しない。また、新たな土地改良事業の計画はないが、今後、面的整備事業の計画が発生した場合、土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

本区域においては、現在、農地中間管理機構関連事業は実施されておらず、実施される予定もない。

今後、農地中間管理機構関連事業の対象農地に設定された場合、機構の管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地に設定された場合についても土地利用調整区域に含めないこと、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述した①から③までの考え方に

基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項
本区域には、市街化調整区域は存在しない。

１０　計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和１０年度末日までとする。
「大分県基本計画（同意基本計画の名称）」に基づき法第１１条第３項の規定による同意（法第１２条第１項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第１３条第４項の規定による承認（法第１４条第３項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。